

# 点検・評価報告書

【令和5（2023）年度】

日本赤十字九州国際看護大学

# 目 次

序 章 . . . . . p. 1

## 本 章

第1章 理念・目的 . . . . . p. 3

第2章 内部質保証 . . . . . p. 7

第3章 教員研究組織 . . . . . p. 12

第4章 教育課程・学習成果 . . . . . p. 15

第5章 学生の受け入れ . . . . . p. 27

第6章 教員研究等環境 . . . . . p. 31

第7章 学生支援 . . . . . p. 42

第8章 教育研究等環境 . . . . . p. 49

第9章 社会連携・社会貢献 . . . . . p. 59

第10章 大学運営・財務 . . . . . p. 64

【1】大学運営 . . . . . p. 64

【2】財務 . . . . . p. 69

終 章 . . . . . p. 71

## 序 章

日本赤十字九州国際看護大学（以下「本学」という。）は平成13年に開学し、令和5年度は23年目を迎えた。昨年度、開学より3回目となる大学設置基準協会の認証評価を受け、「適」の結果を頂き、ことに、教育課程の評価についてはS評価を得ることができた。一方で、内部質保証ならびに教育研究組織の仕組みについて改善のためのフィードバックをより効果的に強化する課題が明らかになった。そのため、内部質保証システムについて、経営会議、自己点検・評価委員会、質保証室の3組織について独立性を保ちつつ体系的に実施するために、各規程ならびに実施要領等の見直し、改訂を行った。また、教育研究組織については、教授会を学長直下におき、教授会における大学運営に関する重要事項の審議ならびに意思決定プロセスの位置づけをより明確にした。新たなシステムのもとで、自己点検・評価に取り組んだ結果、より効果的に運用できた。

今年度、学校法人日本赤十字学園の「2040年に向けたグランドデザイン」が策定され、その方針のもと、第四次中期計画案ならびに2024年度事業計画案を策定した。グランドデザインでは、予測不可能な時代を生きる人材、つまり時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力、確かな実践力、価値の創造をもって社会を改善していく資質を有する人材の育成が課題とされている。6大学の協働のプロジェクトを推進し、看護を通して、赤十字の人道を実現する人を育成するという理念を盤石にしつつ、赤十字の関連組織やシステムとともに創ってきた教育共同体を発展させ、さらに社会との連携・協働を強め、人々の健康と幸福に貢献できる大学の組織づくりや教育の在り方が示された。グランドデザインに基づき、本年度は、次のような取り組みを行った。第一に、持続可能な社会の未来を見据えた人材育成を目指した教育研究活動の推進である。国内外の赤十字のネットワーク、地域とのつながりを原動力とできる大学の強みを生かし、自身のキャリアを生涯にわたって思考できる教育を先進的にすすめる。「学士課程教育」と「看護現場での現任教育」のシームレスな接続を目指した生涯教育を推進し、その成果を可視化した。加えてこれまでの教育の強みと改善すべき点を踏まえ、持続可能な社会の未来を見据えた人材育成を目指したカリキュラム改正を検討し、文部科学省の認可を得た。第二に、危機の時代の教育・研究のニューノーマルの原動力として、「日本赤十字九州国際看護大学デジタルトランスフォーメーション(DX)推進計画」のもと、学生の教育評価のフィードバックを受けつつ、高度な教育・研究の発展、効率・効果的な大学運営をめざし、学内ネットワーク環境のインフラ整備およびシステムの導入等を推進した。第三に、地域から世界に向け、社会に開かれた大学として、社会連携・貢献活動、国際活動の推進、多様なステークホルダーとの連携・協働を進めるために、「地域連携・教育センター」及び「国際看護実践研究センター」を中心に、継続教育ならびに地域住民を対象とした生涯教育、学部・研究科の学生の国際経験の機会創出、教職員の海外研究・研修の支援、国際組織・機関（国際赤十字、JICA等）との連携・協力等による国際活動を推進した。戦渦が続くウクライナ、ガザ地区における人道危機や国内の災害等に対して、国際フォーラムやイベントを企画・実施し、学生・教職員のみならず、

地域住民に対して人道危機や赤十字について情報発信した。地域連携は、開学当初よりむなかた大学のまち協議会への参画から継続し、危機の時代を経て、大きく進展している。「みんなで考える減災対策」など社会の多様なニーズに対応した活動を展開、学生の参画を特徴としながら、多様な共同事業を展開した。社会連携・協働活動の更なる発展に向けて、日本赤十字社福岡県支部内に本学サテライトを設置し、福岡県支部や福岡赤十字病院との協働事業を進めている。第四に、自校教育を推進した。赤十字の人道理念に基づく教育は、開学時から一貫して行っているが、危機の時代に直面し、人道理念に基づく教育をより一層強化し、自校教育を反映したカリキュラム改正、学内外において人道を考え、種々の活動につなげている。正課外では、赤十字の看護として大切にしている災害救護・国際活動・確かな看護実践力を競うオスキーにチャレンジする学長杯を継続開催した。同学年・異学年混成チームで楽しみながら看護実践力を培う機会をもち、学生や教職員はもとより、赤十字の組織からの参加協力を得ることで自校教育の発展をすすめることができた。

今年度、内部質保証システム改善を図り、フィードバックをより効果的に強化することができ、具体的な課題があがった。クロスアポイントメント制度や基幹教員制度を導入し、適切に運用すること、新カリキュラムに基づく教員の適正配置計画、教員採用、昇任に関する方針・計画の明確化、教職員の能力向上のためのFD/SDの効果的な運用などである。今後も、適正に内部質保証システムを運用し、多様なステークホルダー（例えば、保護者や卒業生、連携大学、地域・コミュニティなど）との連携や協働のもとに、その相互性を活かした能動的な評価を積極的に進める必要がある。社会に開かれた大学として、多様なつながりの中で、本学の良さを見出していけるよう努力を続けていきたい。

令和6年3月  
日本赤十字九州国際看護大学 学長 小松浩子

## 第1章 理念・目的

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の理念・目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術をもって広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」を大学の理念・目的として掲げ、これに基づき学部・研究科の教育理念・目的を示している（根拠資料：大学学則・大学院学則）。

看護学部の教育理念・目的は大学の理念・目的と共通となっている。また、看護学部の教育目標として、「①赤十字の人道理念を実践できる看護人材を育成する、②常に世界に関心を持ち、看護実践を通して国際貢献できる能力を養う、③人格的成熟・自立をはかり、他者との関係性を発展させることができる能力を培う、④事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む、⑤看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う、⑥社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動できる能力を養う」の6項目を定めている（根拠資料：大学学則）。更に令和6年度改正カリキュラムでは教育理念・目的をふまえ、変化し続ける多様な社会において、困難を乗り越え、国内外で看護を実践できる人材育成を目指し、「ひとりを看る目、その目を世界に一赤十字の理念をもとに、人間の生命と健康を守り、洞察する力と創造する力をもって、看護の発展に貢献できる人を育成します」と、育成する人物像を定めた。

研究科では「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術の中心として、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究し、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与すること」を理念・目的として掲げている（根拠資料：大学院学則）。

看護学研究科修士課程の目的は「広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培うこと」、教育目標は「多様な健康ニーズを学際的に研究し、国内外の保健・医療・福祉に関連した社会的ニーズに対応する理論と技術を創出・実践する看護分野の専門家を育成すること」である（根拠資料：大学院学則）。

看護学研究科博士課程は「看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うこと」を目的とし、共同看護学専攻の教育理念として「赤十字の理念である『人道(humanity)』の実現を目指し、いかなる場合でも一人ひとりの尊厳を守り、人々が有する平和と健康に生きる権利について看護を通して実現すること。更に、高度な実践知を基盤と

して、自立した研究活動と研究指導ができる教育者、知的複眼思考・論理的思考に基づき発展的に看護を実践できる人材を育成できるような教育を行うこと」を掲げ、教育目標を「①研究者として、自立して研究活動を行うために必要な高度の研究能力を養う。②知的な教養と柔軟性、先見性を兼ね備え、質の高い看護学の教育を行うための教育開発能力、教育能力、課題解決能力を養う。③臨床看護実践や教育の場において、リーダーとして活動するための俯瞰力と指導・調整力を養う。④国内外の保健・医療・福祉の分野で広く活躍できる能力を養う」の4点としている（根拠資料：HP 博士課程\_理念・目的と3つのポリシー）。

以上より、大学の理念に基づき、学部・研究科の理念・目的・教育目標を適切に設定しているといえる。

**点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員および学生に周知し、社会に対して公表しているか。**

**評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示**  
**評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表**

看護学部・看護学研究科とも、理念・目的を大学学則・大学院学則に明記し、大学ホームページ、シラバス、学生便覧、大学案内に掲載して周知・公表している（資料は文中の記載の通り）。入学時オリエンテーションやガイダンスでの学生への周知、教職員会議での教職員への周知も行っている。また、献血推進や災害支援に係る学生奉仕団活動（根拠資料：サークル活動報告書）、福岡県日赤紺綬会総会参加（根拠資料：福岡県日赤紺綬会第63回総会開催にかかる職員の派遣について（報告）：学生支援係保管）等の活動を通じて、理念・目的の浸透を図るとともに、活動内容についてもキャンパス日記、日本赤十字九州国際看護大学公式インスタグラムを活用し、社会に対して公表している。

以上のことから、理念・目的を学則又はこれに準じる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているといえる。

**点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸政策を設定しているか。**

**評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定**  
**・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定。**

2019（令和元）年度からの5か年計画として、「1. 質の高い教育実践」「2. 情報通信技術（ICT）を活用した教育実践」「3. 学園大学間の連携を活かした大学運営」「4. 地域社会との連携、社会貢献」「5. 健全な経営基盤に立つ成長する大学」の5項目を目標に掲げた学校法人日本赤十字学園第三次中期計画及びアクションプランを設定し（根拠資料：学園第三次中期計画R1\_R5）、学部と研究科それぞれの統括・担当部署と達成目標、年度ごとの詳細な計画を記載し、実施・評価、改善に取り組んできた。

学部・研究科における目的を実現するため、社会の動向や要請に応じて、学部・研究科の各教育課程の点検・評価を行い、カリキュラム改正や新しい教育コースを新設した。学部では、「大学教育再生加速プログラム（AP）」（平成28年度～令和元年度）以降も本学の教育の

目標及びディプロマ・ポリシー（DP）の達成度を評価し、教育の質保証の維持・向上に取り組んでいる。看護学専攻修士課程については、CNS コース（在宅看護学およびクリティカルケア看護学）に加え、2022 年度カリキュラム改正において老年看護学と精神看護学の CNS コースを新設し、高度実践看護師の育成に取り組んでいる。看護学専攻博士課程は、認証評価において指摘された内容を踏まえ、教務委員会規程の見直しやアセスメントプランの作成を行い、アセスメントプランに基づいた自己点検評価を開始した。更に、アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシーの改定を行った。

令和5年度は日本赤十字学園第三次中期計画の最終評価を行い、本学は1項目（全教員の科研費申請：ほぼ達成のB評価）を除き、すべての計画は達成されていることを確認した。また、第3次中期計画の最終評価と並行して学校法人日本赤十字学園の2040年に向けたグランドデザイン（全体構想）及び第4次中期計画を策定した（根拠資料：日赤学第381号令和5年12月15日、令和5年12月15日付け学園総務課共有メール）。2024年に向けたグランドデザインにおいては、学園の協働プロジェクトとしての「赤十字学」の構築、赤十字看護系大学間の国際交流の展開、赤十字の特色を生かした入試制度の構築、DX推進に基づく6大学共同での教育環境の成否、赤十字病院との連携の推進等が特色づけられている（根拠資料：学校法人日本赤十字学園の2040年に向けたグランドデザイン）。本学の第四次中期計画にもそれらを反映させている（根拠資料：各大学の第四次（2024～2028年度）中期計画案、各大学の2024年度事業計画【九州】）。

## 長所・特色

本学は、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の普遍的な使命である人道的任務の達成を建学の精神とし、国内外で活躍できる看護人材の養成、および人道の実現のための社会貢献・地域連携に取り組んでいる。赤十字や看護及び教育、社会貢献に関する活動を通して大学の理念・目的を広く学内外に示している。令和5年度は、第三次中期計画の最終評価において、事業計画の達成が評価され、「学校法人日本赤十字学園の2040年に向けたグランドデザイン（全体構想）」及び第四次中期計画を策定した。

### （2） 問題点

なし

### （3） 全体のまとめ

大学の理念・目的を実現するため、学園の第三次中期計画及び本学の中期計画は、最終評価において、すべての計画が適切に実施されていることを確認した。併せて「学校法人日本赤十字学園の2040年に向けたグランドデザイン（全体構想）」及び第四次中期計画を策定した。

大学は、理念・目的を学則等に定め、シラバス及び学生便覧、大学案内に掲載し、ホームページに継続的に掲載し、公表している。学部・研究科における目的を実現するため、社会の動向や要請に応じて、学部・大学院の各教育課程の点検・評価を行い、カリキュラム改正や新しい教育コースの新設に取り組んだ。学部では、「大学教育再生加速プログラム（AP）」

以降も本学の教育目標の実現に向けた取り組みを実施し、教育の質保証の維持・向上に取り組んでいる。看護学専攻修士課程については、CNS コース（在宅看護学およびクリティカルケア看護学）に加え、2022 年度カリキュラム改正において老年看護学と精神看護学の CNS コースを新設し、高度実践看護師の育成に取り組んでいる。看護学専攻博士課程は、認証評価において指摘された内容を踏まえ、教務委員会規程の見直しやアセスメントプランの策定およびアドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシーの改定を行い、アセスメントプランに基づいた自己点検評価を開始した。

赤十字や看護及び教育、社会貢献に関する活動を学内外に公開している。

以上より、大学基準に照らして良好な状態であり、理念・目的を実現する取り組みについては適切であるといえる。

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学の内部質保証に関する基本方針は、以下の2点である。(1) 本学の理念・目的の実現に向けて、自らの教育研究その他諸活動について自己点検・評価を行い、大学としての一定水準の維持・向上を図り、社会に対し説明するための仕組みを恒常的に機能させることによって内部質保証を行う、(2) 「三つの方針（3ポリシー）の策定に関する基本方針」をはじめとする各種方針の実現並びに学部・研究科の三つの方針を起点とするPDCAサイクルの構築に向け策定した行動計画を、段階的・重層的に点検・評価、改善することにより、継続性・組織性・透明性・客観性に基づく内部質保証を推進する、と定め、教職員には、教職員会議及び教職員ハンドブックにて明示するとともに本学ホームページで公表している（根拠資料：教職員ハンドブック、日本赤十字九州国際看護大学ホームページ（理念・目的と三つの方針））。

また、「内部質保証に関する方針」を定め、本方針に基づき制定した内部質保証推進要領に則った運用を進めている。また本方針においては、内部質保証の責任体制と手順を下記のように(1)～(6)と定め、教職員に明示している。なお、詳細な手順は、点検・評価項目②において説明する（根拠資料：内部質保証推進要領）。

(1) 本学は、学長、学部長、研究科長、図書館長、学務部長等を構成員とする「経営会議」を、内部質保証推進組織と位置づけている。経営会議にて、学部・研究科並びに各組織における質保証の支援、質保証に係る情報の集約・分析・発信の他、学部・研究科並びに各組織の諸活動に対し、学長が改善指示を行うにあたっての根拠情報を提供するにあたって、組織の見直しを行うこととなった。新たな体制として、(旧) 質保証・IR室検証および内部質保証の運営手続きに関する方針案を策定する質保証室と情報分析を行うIR室とを分離するとともに、経営会議、質保証室、自己点検評価委員会の構成員の見直しを図り、独立性を保てる体制を整えた（根拠資料：質保証室規程、体制図）。当会議において、本学の理念・目的の実現に向けた各種方針、事業・財政計画、自己点検・評価を基盤とした他諸活動の改善方針等を決定し、学内外に明示する。これら方針等の決定にあたっては、学長は、教授会、研究科委員会に意見を求めることとなっている。

(2) 内部質保証の基盤として行う自己点検・評価は、「自己点検・評価委員会」が統括し、当委員会において、学部・研究科並びに委員会等の各組織が行う諸活動（教育・研究活動、組織運営等）に関する自己点検の結果を評価し、全学的又は教育課程・部門横断的課題を抽出する。自己点検・評価結果は、計画通り行っており、3月中旬には自己点検・評価報告書

として取りまとめ、質保証室に報告を行っている。その後、質保証室の検証が始まっており、年度初めに検証結果を受けることとなっている。

(3) 経営会議が行う内部質保証推進を支援するため、経営会議内に設置された「質保証室」が、自己点検・評価報告書に基づく自己点検・評価結果の検証を行い、経営会議において結果を提出し報告した。そこで指摘すべき改善項目はなく、一部誤記等の形式的な修正であったことが経営会議（質保証推進組織）で承認された（根拠資料：第3回質保証室会議資料、第5回経営会議）。結果については、ホームページを通じて広く公開している（根拠資料：【WEB】本学ホームページ）。

(4) 内部質保証を担保するため、有識者等による外部評価並びに認証評価機関による機関別認証評価を受診しており、専門分野別認証評価を受審に向けて準備を行っている。

(5) 内部質保証の推進について、広く社会に証明・説明するため、教育情報並びに自己点検・評価結果、外部評価結果、認証評価結果を、多様な媒体を用いて積極的に公表する体制を整えている。

(6) 内部質保証推進の一環として行うファカルティ・ディベロップメント（以下、「FD」という。）並びにスタッフ・デベロップメント（以下、「SD」という。）を通じて、教職員の資質・能力の向上を図る。FDは、教員の専門性、授業運営、カリキュラムの質の向上を目指す。SDは、これらの組織的基盤となる「大学人」として質の向上を目指している。

更に、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針として、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の「三つの方針（3ポリシー）の策定に関する基本方針」を定め、教学マネジメント体制図で明示した手順で、PDCAサイクルを運用している。

これらの明示については、内部質保証に関する方針及び関連規程等に示す内容や、三つの方針（3ポリシー）の策定に関する基本方針及び大学の取組みの連関については、4つの概念図として整理し、内部質保証の方針等と併せて、教職員ハンドブックに明示している（根拠資料：概念図1：内部質保証体制図、概念図2：経営システム及び教学マネジメント概念図、概念図3：教学マネジメント体制図、概念図4：教学マネジメントに係る学内組織体制図）。

内部質保証の基盤となる自己点検・評価を全学的な取り組みとして確実に実行していくため、具体的な作業手順やスケジュール、積極的に公表すべき情報等について明示した「内部質保証推進要領」を学内で共有し、経営会議及び各種委員会等において、要領に従って、自己点検・評価を進めている。また、内部質保証として必要となる自己点検・評価の意義・目的を再確認するために、自己点検・評価の基本方針として、当該実施要領に以下を記している。

(1) 自己点検・評価は、内部質保証に関する方針及び内部質保証規程に基づいて毎年行うこと。

(2) 自己点検・評価は、日本赤十字学園中期計画に基づく本学中期計画及び年度計画の達成度と取組みの適切性・有効性を【内部基準】として、大学設置基準等の法令要件や認証評価等で設定された評価基準に対する適合性を【外部基準】として点検・評価する。加えて、法令要件に定める最低限の情報のほか、教学マネジメントに係る情報についても積極的に公

表を進めること。

(3) 教育研究に関しては、その特性に配慮し事業の外形的・客観的な進捗状況の評価を行うこと。

(4) 広範囲かつ多種多様な活動に対する総点検という目的を達成するため、諸活動に関わる全ての教員及び職員による、いわゆる教職協働で実施すること。

**点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。**

**評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備**

**評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成**

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制は、内部質保証の方針、規程、実施要綱に明記している。即ち、本学では、学長が議長を務める経営会議を内部質保証推進組織と位置づけており、学園全体の方針として決定される理事会での議決や中期計画に示される事項を、経営会議において本学の方針として具現化することとしている。実際の取組みは、経営会議の方針の下、各委員会等の学内組織が取り進めることとなるが、全学的取組みに関する有効性の検証については自己点検・評価委員会が行い、検証結果を質保証室に報告する。質保証室は自己点検・評価の結果を受け、活動結果と本学全体の課題をとりまとめ、経営会議に報告する。経営会議ではその報告を受け、大学全体の方針に照らし各組織に改善等を指示する。この一連の活動によってPDCAサイクルを循環させている。

学部及び研究科の教育に係る企画・設計、運用、検証及び改善・向上に係る組織は、教授会及び研究科委員会が担っている。学部の教育については、教授会でPDCAを担うが、議長は学部長が務めており経営会議構成員であるため、大学の方針は速やかに教育活動に反映される。また、研究科の教育についても、研究科長が経営会議構成員であるため同様である。

**点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。**

**評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定**

**評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施**

**評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み**

**評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施**

**評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施**

**評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応**

**評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保**

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方として、令和元年度より「三つの方針の策定に関する基本方針」を定めている。

方針及び手続は、本学の「内部質保証に関する方針」に基づき制定されている令和5年度内部質保証推進要領に則り運用を進め、教育のPDCAサイクルを機能させるとともに、教育活動の有効性・適切性に関する検証を行っている（根拠資料：第5回経営会議議事録）。具体的には、年度初めに、日本赤十字学園の中期計画に基づく本学の5ヵ年計画を踏まえ、実施責任者がアクションプランを立案し、自己点検・評価委員会にて確認した。続いて、中間と最終の年2回、実施者が実施状況を自己点検・評価するとともに、その結果を自己点検・評価委員が評価者となって評価し、自己点検・評価委員会にて確認した。研究科の博士課程については、本学の内部質保証システムとは別に、構成大学の教員らで組織される「大学院看護学研究科共同看護学専攻 自己点検・評価委員会」で毎年2回、中間及び最終評価を行った。委員は、各大学の自己点検・評価の状況を踏まえ、博士課程の教育を中心に点検・評価しており、その結果については、本学の点検・評価において研究科で共有された（根拠資料：2023\_第11回共同看護学専攻連絡協議会次第、2023\_第11回共同看護学専攻連絡協議会議事録）。

教育の質保証のための客観的指標は、学部及び研究科のアセスメントプランに明示しており、研究科では研究科教務委員会が教育評価を中心に行った。学部においては、アセスメントプランに示す指標を取り扱う委員会が複数となるため、アセスメント・チェックリストを作成し担当委員会が点検した。学部、研究科ともに点検した結果、改善点を明確化し、次年度以降に取り組むこととしている。

このような体制は、昨年度受審した、第三期大学認証評価の指摘を受け、本学の内部質保証システムを以下のように改善したものである。（1）「自己点検・評価実施要領」を質保証に関わる内容を包括した「内部質保証推進要領」として改編、（2）「経営会議規程」「自己点検・評価委員会規程」「質保証室規程」における構成員や審議事項の改訂、（3）IR室の独立化、である。新たなシステムで今年度の自己点検・評価に取り組んだ結果、問題なく運用できたことを確認している（根拠資料：経営会議規程、自己点検・評価委員会規程、質保証室規程、改善策）。

更に、点検・評価における客観性、妥当性の確保として、学外の実務者や有識者から成る大学運営審議会を外部評価機関と位置づけ、今年度も本学の取組みについて報告し意見・提言等をいただいた。加えて、法人本部による監査のほか、外部監査として監査法人による期中監査・期末監査を受けている。

以上のように、点検・評価における客観性、妥当性の確保をした。

**点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

**評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表**

**評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性**

**評価の視点3：公表する情報の適切な更新**

今年度も、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を大学ホームページにて公開した。また、公表する情報の正確性、信頼性については、質保証室が確認し、随時、更新した。

**点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っている**

るか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

昨年度受審した、第三期大学認証評価の指摘を受け、本学の内部質保証システムを以下のように改善した。(1)「自己点検・評価実施要領」を質保証に関わる内容を包括した「内部質保証推進要領」として改編、(2)「経営会議規程」「自己点検・評価委員会規程」「質保証室規程」における構成員や審議事項の改訂、(3)IR室の独立化、である。新たな内部質保証システムで今年度の自己点検・評価に取り組んだ結果、問題なく運用できたが、引き続き、実施体制を定着するよう全学で情報共有を行いながら、取り組む体制を強化していく。

## (2) 長所・特色

第三期認証評価の指摘を受けて修正した新たな内部質保証システムで今年度の自己点検・評価に取り組んだ結果、問題なく運用できた。

## (3) 問題点

第三期大学認証評価の指摘事項の改善策の取り組みを強化し、質保証自体の適切性を担保するよう、規程や手続きの見直しを行っており、引き続きより適切及び効率的に行えるよう検討を続けるとともに、全学への周知の取り組みについて自己点検・評価委員会を中心とした、内部質保証への全学の意識を向上させる取り組みの検討が必要である。

## (4) 全体のまとめ

昨年度受審した、第三期大学認証評価の指摘を受け、本学の内部質保証システムを以下のように改善した。(1)「自己点検・評価実施要領」を質保証に関わる内容を包括した「内部質保証推進要領」として改編、(2)「経営会議規程」「自己点検・評価委員会規程」「質保証室規程」における構成員や審議事項の改訂、(3)IR室の独立化、である。新たなシステムで今年度の自己点検・評価に取り組んだ結果、問題なく運用できた。今年度も、内部質保証に関する方針、及び自己点検・評価実施要領にもとづき、自己点検・評価を行った。

### 第3章 教員研究組織

#### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

|   |
|---|
| 評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性 |
| 評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性                |
| 評価の視点3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性                 |
| 評価の視点4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮       |

大学の理念・目的は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することであり、その達成のために、教育課程として学部、研究科（修士課程、博士課程）をおき、赤十字の理想とする人道的任務の達成を実現するため、図書館、国際看護実践研究センター、地域連携・教育センターを設置している。それらを効果的に機能させるために、各種会議・委員会が役割を担っている（根拠資料：組織分掌規程、令和5年度\_委員会構成一覧、図書館規程、国際看護実践研究センター規程、地域連携・教育センター規程、日本赤十字九州国際看護大学ホームページ（図書館）【Web】、日本赤十字九州国際看護大学ホームページ（国際）【Web】、日本赤十字九州国際看護大学ホームページ（地域連携部門）【Web】）。

個々の教育課程の理念・目的を達成するために、学部教育は教授会、大学院教育は研究科委員会の議を経て、経営会議で審議し学長が決定する（根拠資料：経営会議規程、教授会規程、研究委員会規程）。教育研究組織の設置、改組、廃止等に関する重要事項は、学園の理事会、評議員会で審議される。

以下、本学において特徴的な3つの組織について詳述する。研究科の課程である「共同看護学専攻博士課程」は、赤十字の理念のもと、学校法人日本赤十字学園が運営する日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学及び本学の5大学が、共同で教育理念を掲げ開設した。5大学が共同し教育の内部質保証・向上を図りながら、高度な実践知を基盤として、自立した研究活動と研究指導ができる研究者、質の高い看護学の教育ができる教育者、知的複眼思考・論理的思考に基づき発展的に看護を実践できる人材を養成している。教育は、令和4年度からウェブ会議サービス（Zoom）に変更し、5大学の様々な経験をもつ多くの教員が学生個々のニーズや能力等に応じた専門領域の垣根を越えたオーダーメイドの教育・研究指導を行なっている。学生は、指導教員の在籍する大学に学籍を置くが、5大学の施設を利用することができる。学位は、5大学の連名により授与されることとなる。共同看護学専攻博士課程の教育については、共同大学院の5大学から構成される連絡協議会において審議される。決定事項について、本学の研究科委員会で報告後、具体的な実施事項を検討している。また、本学の決定事項及び実施状況については、共同大学院連絡協議会で審議または報告されている（根拠資料：共同看護学専攻連絡協議会規程）。

平成25年度に設置した「国際看護実践研究センター」は、本学が「グローバル時代に対

応する看護・保健・福祉の教育拠点となるよう、実践研究の中核を担う」ことを目的とし、活動している。国際社会に貢献できる人材を育成するための学生・大学院生（研究生等を含む）の国際（看護）経験の機会の創出とその強化、教職員の海外研究・研修の支援、国際組織・機関（国際赤十字、JICA 等）との連携・協力、国際フォーラム、セミナー、シンポジウム、カフェ・ミーティング、講演会等の開催・支援、赤十字教育・国際看護及び災害看護に関する教育・研究の推進・拡充に関する事業を運営しており、大学の理念・目的である国内外で活躍する看護人材育成及び本学が重視する社会連携・社会貢献をグローバルに推進する役割を担っている（根拠資料：国際看護実践研究センター 令和5年度活動報告）。

令和2年度に設置した「地域連携・教育センター」は、「教育・研究の成果を広く社会に還元する」という同センターの目的を達成するため、地域社会との連携、自治体や産業界との連携、赤十字関連施設や他の医療施設に勤務する看護職者の継続教育等に関する事項に取り組んでいる（根拠資料：地域連携・教育センター 令和5年度活動報告）。

上記について、毎年度の自己点検・評価委員会による点検・評価を行い、大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性を確認し、適切であると評価している。

**点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価**  
**評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

教育研究組織の適切性については経営会議において点検・評価し、年2回の自己点検・評価委員会において検証している（根拠資料：令和5年度\_自己点検・評価シート）。

第三期大学評価（認証評価）の概評において、「教員数が限られているため、各会議における構成員の重複が生じている」ことが指摘された点については、各組織の構成員を検討し、各組織が独立して適切に機能するように体制を整備した（令和5年度日本赤十字九州国際看護大学委員会構成）。また、内部質保証体制の見直しについては、令和5年度より質保証・IR室を質保証室、IR室に分離・独立し、それぞれの役割を明確にした（質保証室規程、IR室規程）。教学マネジメントにおいて、学部カリキュラム評価の在り方が教学マネジメント体制に示されたものと相違があったため、令和5年度より教授会において実施するように修正した。

令和2年度のCOVID-19パンデミックに対し、大学が対応すべき様々な課題を検討するため設置された新型コロナウイルス感染症対策本部は、令和5年度末をもって廃止となった。令和5年5月から新型コロナウイルス感染症は5類感染症になり、国及び県の対策本部は解散され、本学においても感染症の動向を注視していたが、通常に戻って問題はないことが確認されたためである（根拠資料：令和5年2月8日新型コロナウイルス感染症対策本部会）。

以上、教育研究組織の適切性については、毎年、点検・評価を実施し、その結果に基づき、社会の動向や要請に応じつつ、本学の理念・目的を達成するための教育研究組織の改正を行っている。

## (2) 長所・特色

学部、研究科（修士課程、博士課程）を設置し、本学の理念である「赤十字の理想とする人道的任務を遂行できる看護人材の育成と看護学の発展に寄与する」を実現するための研究教育体制を整備している。看護の単科大学として、学部から博士課程までの教育課程を設置していること、また 4つの CNS コース（在宅看護学、クリティカルケア看護学、老年看護学、精神看護学）や助産コースを擁した教育課程により高度実践看護師を養成していることは、より高度で多様な看護職者の養成という観点から看護学の発展に寄与できていると考える。

COVID-19 パンデミック禍の教育の質保証の確保のために、令和 2 年度に設置された「新型コロナウイルス感染症対策本部」は、新型コロナウイルス感染症の終息と国内外及び地域の動向に鑑みて令和 5 年度末に廃止することになった。

第三期大学評価（認証評価）の指摘事項に伴い、各組織の構成員を検討し、各組織が独立して適切に機能するように体制を整備した。また、内部質保証体制については、令和 5 年度より質保証・IR 室を質保証室、IR 室に分離・独立し、それぞれの役割を明確にした。

このように毎年、教育研究組織の適切性について検証し、その結果をふまえ、組織の改編を実施してきた。

## (3) 問題点

整備した組織体制の検証を行うことが課題である。

## (4) 全体のまとめ

本学は、学部、研究科（修士課程、博士課程）を擁し、本学の理念である「赤十字の理想とする人道的任務を遂行できる看護人材の育成と看護学の発展に寄与する」ための教育研究組織体制を整備している。また、現任者や卒業生等も含め広く看護人材を育成するとともに、本学の建学の精神である赤十字の人道的任務の遂行を実現するために、国際看護実践研究センター、地域連携・教育センター、及び各種会議・委員会を設置している。教育研究組織の適切性については、年 2 回の自己点検・評価委員会において検証している。その結果をふまえ、状況や実績に応じた組織の改編や整備に取り組んでいる。具体的には、①各組織の構成員を検討し、各組織が独立して適切に機能するように体制を整備した、②質保証・IR 室を質保証室、IR 室に分離・独立し、それぞれの役割を明確にした、③研究科に 2 つの CNS コース（老年看護学、精神看護学）を新設した、④新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止した。

## 第4章 教育課程・学修成果

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

学部、研究科ともに、理念・目的並びに教育目標に基づき、ディプロマ・ポリシー（DP）を定めている。特に、看護職者の礎となる力といえる「人間の尊厳と権利を擁護する力を育む」ということを、各課程に共通して第一義的に設定している。また、DPは、令和元年度に定めた「三つの方針の策定に関する基本方針」（以下、「3Pの基本方針」という）に則っており、カリキュラム・ポリシー（CP）、アドミッション・ポリシー（AP）との一貫性を保っている。DPを、学生便覧/履修の手引き、大学案内、ホームページ等に掲載し学内外に公表している（根拠資料：日本赤十字九州国際看護大学ホームページ\_学部\_理念・目的と三つの方針\_DP）。

研究科修士課程では、教育・研究者コース、CNS（高度実践看護師：Certified Nurse Specialist）コース、助産コースの各コースにDPを定めている。それぞれのDP到達度を測定するために、修了時の能力評価指標を設定している（根拠資料：日本赤十字九州国際看護大学ホームページ（修士課程\_理念・目的と三つの方針\_DP））。

研究科修士課程では、令和4年度に受審した大学認証評価において、本学で学生に課している「特別研究」「課題研究」という名称の論文が、修士論文あるいは特定の課題についての研究の成果いずれにあたるのかが不明瞭との指摘を受けたため、それらを明確にするために、令和5年に関係規程を整備した。課題研究ワーキンググループで検討後に、研究科教務委員会を経て、研究科委員会において、教育・研究者コースに在籍する者は『修士論文』を執筆することとし、CNSコース、助産コースに在籍する者は、特定の課題についての研究の成果（『課題研究』という）の執筆を行う、ということを決めた。これに伴い、「学位規程」を改正し、現行の「修士課程学位審査に関する細則」を「修士論文審査に関する細則」、「特定の課題についての研究の成果の審査に関する細則」として整備し、課題研究の審査基準を定めた（根拠資料：大学院学位規程、修士論文審査に関する細則、特定の課題についての研究の成果の審査に関する細則）。

博士課程では、令和5年度に5大学連携のもと、学位授与方針の適切性を検討するために、アセスメントプランをもとに学位授与方針について検討し、適切な内容に変更した。また、アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシーを再検討し、変更した（根拠資料：共同看護学専攻博士課程アドミッション・ポリシー修正・共同看護学専攻博士課程ディプロマ・ポリシー修正）。令和6年度入学生に向けて、ホームページに掲載予定である。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学の理念・目的は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため」、「国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」であり、各課程のCPは、これに基づいている。CPには、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、及び、授業形態を備えており、学生便覧/履修の手引き、HP、大学案内等に掲載し、学内外に公表している（根拠資料：日本赤十字九州国際看護大学ホームページ 学部\_理念・目的と三つの方針、修士\_理念・目的と三つの方針、博士\_理念・目的と三つの方針）。

博士課程では、令和5年度、論文の審査基準をHP上と履修の手引きに明示した。また、学位論文の審査体制、手続きをHP上と履修の手引き内容の表現の見直しを行い、継続的に評価を行っている（根拠資料：日本赤十字九州国際看護大学ホームページ 博士課程）。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・授業期間の適切な設定
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）

各学位課程にふさわしい教育内容の設定

（〈学士課程〉初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等〈修士課程、博士課程〉コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等〈専門職学位課程〉理論教育と実務教育の適切な配置等）

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

#### 【学部】

○教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性及び教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、単位制度の趣旨に沿った単位の設定、授業科目の位置づけ（必修、選択等）

令和元年度に実施した平成28年度カリキュラム総括評価において、CPと教育課程の整合

性を確認し順次性及び体系性への配慮をしている（根拠資料：平成28年度カリキュラム総括評価）。令和2年度の形成評価において、科目間の調整（到達目標、授業内容、順序性）、授業時間数と単位、学生の生活時間を考慮した予習・復習時間の設定、に課題があることが明らかとなり、令和4年度施行のカリキュラムに反映したが部分的な変更にとどまった。そのため、令和6年度改正カリキュラムにおいて、①育成する人物像の明示、②そのような人材を育成するために必要な力をディプロマ・ポリシー（DP）に定め、③DPに示された力を修得できるようカリキュラム・ポリシー（CP）を見直し、授業内容、時間数と単位数の整合性及び科目の順序性を考慮した科目を配置した（根拠資料：令和6年度改正カリキュラム申請資料\_変更する理由）。

また、令和6年度改正カリキュラムの順次性及び体系性への配慮を体现できるよう科目のクォーター配置及び学習成果に対する多様な評価を可能とする履修規定の変更等を行った（根拠資料：令和6年度改正履修規定）。

### ○個々の授業科目の内容及び方法

個々の授業科目について、内容や方法についての記載のルールを定め、シラバスに記載している。各科目のシラバス内容の点検評価は、教務委員会が責任をもって実施している（根拠資料：2023（令和5）年度 学部シラバス作成要領、2023年度シラバスチェックリスト）。

### ○各学位課程にふさわしい教育内容の設定<学士課程>

初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等、学位課程にふさわしい教育内容を設定できているかについて、令和元年度にアセスメントプランに基づき総括評価を行った。その結果、教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性、また、単位数に対する授業時間数、授業外での学習時間の確保について一部課題があることが明らかとなり、令和4年度の一部改正、更に令和6年度の改正カリキュラムにおいて見直した（根拠資料：平成28年度カリキュラム総括評価、令和6年度改正カリキュラム申請資料\_変更する理由）。

高大接続への配慮に関しては、宗像市の高校との教育連絡の機会を持ち、生徒のニーズを把握しつつ、令和4年度から定期的な連絡会議、教員人事交流を計画し、高大接続の基盤づくりを現在まで推進している（根拠資料：令和5年度学部入試委員会 第2、3、4、5、6、12、13回議事録、高大連携事業、覚書（東海大付属福岡））。

### [研究科]

○教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性及び教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、単位制度の趣旨に沿った単位の設定、授業科目の位置づけ（必修、選択等）

修士課程では、教育・研究者コース、CNSコース、助産コースの3つのコースに9つの専門領域を設定し、高い専門性を備えた看護・保健医療の専門家の養成をめざしている。コース別に、共通科目と専門科目を体系的に編成している。

博士課程では、共同看護学専攻の設置の趣旨及び教育目標を達成するため、科目区分を設

に必要な授業科目を配置するとともに、当該科目区分ごとに履修要件単位数を定め、体系的なコースワークによる教育課程を編成している。

### ○個々の授業科目の内容及び方法

研究科において研究科教務委員会が責任をもって、各科目のシラバス内容の点検評価を実施している。研究科のシラバスは、授業の目的、到達目標、DPとの関連、授業計画、学習方法、オフィスアワー、テキスト、参考文献、評価方法で構成している。学部同様に授業計画は單元ごとに授業内容・授業方法を明記している。

### ○各学位課程にふさわしい教育内容の設定

#### <修士課程、博士課程>コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

修士課程では、教育・研究者コース、CNSコース、助産コース毎にカリキュラムマップ、並びにコースツリーを作成し、教育課程の体系を可視化している。また、モニタリングを継続的に実施し、コースワークとリサーチワークの適切性、授業科目の内容や順序性を検討し、半期ごとに評価するとともに研究科委員会で共有し、改善している。

博士課程では、CPに基づいて授業が設定されていることを確認した。Semester毎に学生による授業評価と教員によるフィードバックコメントを行い、継続的に授業改善に取り組んでいる。また、令和5年度前期、在学生に対して学習環境調査アンケートを実施し、改善内容を教員によるフィードバックコメントとして発信し、継続的に授業改善に取り組んでいる。令和5年度は、カリキュラムに関する修了生へのヒアリングを行った（根拠資料：令和5年度共同大学院博士課程カリキュラムに対するヒアリング調査）。その結果、修了生追跡調査から利便性が高いZoomでのオンライン講義が導入され、より円滑に研究活動ができるためのシステムを構築されており、カリキュラムについては概ね良い評価であった。正課外として、多様な教員・学生がいるメリットを活かし、抄読会や審査前の意見交換会などがあるとよいのではないかと意見があった。

共同看護学専攻連絡協議会において、令和5年度に策定されたアセスメントプラン（根拠資料：共同看護学専攻アセスメントプランについて）に基づき、開学から8年間のデータを収集し、機関レベルのカリキュラム評価を行った。成績評価・単位認定の適切性は、評価を実施し、各年度の在籍者は、特別研究以外の科目を順調に履修していることがわかった。しかし、休学者は開学から5年目の2020年以降から増加し、その理由は「仕事と学業の両立が困難なため」であったが、2021年と2022年は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を受けた休学者が増加した。また、2021年に「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別措置に係る在学年限延長届」を4名が提出している。他に家族の状況や進路再考のために休学する学生もおり、休学後に復帰できずに退学した者が2名であり、4年を超過して在籍している者もいることがわかった。

2020年までに入学した11名に対して、2023年までに学位を授与できた学生5名（学位授与率45%）は、学位授与までの期間は3年～5年、平均4.2年であった。一部の学生は、学位授与までに年数を要していることがわかったが、これに関しても新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた者がいた。在籍者は、在籍年限内に特別研究以外の科目を順調に

履修し、単位修得できていた（根拠資料：2023年共同看護学専攻アセスメントプランに基づく機関レベルの評価報告）。

#### ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

修士課程では、DPに掲げた資質・能力の習得を目指し、コース別にCPに基づき共通科目と専門科目を体系的に編成している。看護専門職として課題を探究する能力を育成するために、学修の基盤となる共通必修科目と共通選択科目、専門性の発展・進化を目指す専門科目は順序性を考慮して配置している。看護学の発展に貢献する研究能力の育成のために、複数の研究科目を設け、科目間で連携しながら、基本から応用へと段階的、体系的に学べるように配置している。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
  - ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
  - ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
  - ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
  - ・学習の進捗と学生の理解度の確認
  - ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
  - ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ＜学士課程＞  
授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ＜修士課程、博士課程＞  
研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

本学では、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を適切に講じている。

## ○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

学習の活性化や効果的な教育の工夫として、①履修ガイダンス、②授業方法・時間の工夫、③GPA 導入、④教員・学生間コミュニケーションの仕組み、⑤シラバスの充実、⑥施設整備、⑦進級要件の設定、⑧授業評価アンケートの実施、⑨学習時間調査、⑩学生表彰の取り組み、を行っている。また、臨地実習については、実習施設での受入協力のもと、毎年整備する「看護学実習要項」に実習体制及び実習計画及び全般的な留意事項等を明示し、運用している。

履修ガイダンスは、学部・研究科ともに Semester ごとに実施し、半期の学習活動や学生生活をプランニングできるように説明・指導を行っている。学部では1年間における履修科目の上限を50単位と定めている。履修については、学部ではAA教員や教務委員が、研究科では研究指導教員が学務課教務係と連携して指導を行っている（根拠資料：R5年度\_学部前期・後期ガイダンス日程表）。

授業方法・時間の工夫として、学部はシラバスに授業時間外の学習活動や取り組み時間を記載、研究科は学習方法を記載するなど、準備学習・反転学習の指示、レポートや小テストなど多様な評価の実施を明示している。令和3年度に導入したLMS (Learning Management System) を活用し、動画の視聴や課題の取り組みの管理、能動的学習のための環境、合格点に到達するまでの反復トレーニング、ブレイクアウトルームを使用したグループワーク等を行っている。また、最終回の講義では、試験結果のフィードバックや科目のまとめを行っている（根拠資料：R5年度\_シラバス）。

授業方法改善への取り組みとして、科目の到達目標の達成度に着目し、「科目別到達目標の達成度」、「授業評価アンケート」、「科目の自己評価」の結果をそれぞれ得点化し、合計得点を基に評価する表彰制度を実施している（根拠資料：令和5年度 科目の自己評価）。

GPA 導入については、学生が Semester ごとの学年順位や総合順位を確認することにより、学習状況の客観的な把握や目標設定、自主的な学習ができるようシステム化している。また、学習支援や生活支援の面談の基準としても活用するとともに、AA教員や教務委員会委員が指導の参考資料としても活用している（根拠資料：ポータル\_GPA、履修規定）。

教員・学生間コミュニケーションの仕組みとして、ポータルサイトと連動させたポートフォリオ（夢・目標）やオフィスアワーを設定している。教務委員会、学生支援委員会と連携し、学年の節目や実習などの学修イベントに合わせ、学生が目標を入力する。また、令和4度からプレ・ディプロマ・サプリメントとして活用できるよう、学生にDP評価の入力を行うよう周知し、それをAA担当教員が確認し、面談を行っている。オフィスアワーについては、学部では前期履修ガイダンス時に教員全体のオフィスアワー一覧表を配布し、研究科では科目のシラバスに明示するよう周知しており、記載以外の時間帯であってもタイムリーに支援できるよう可能な範囲で対応をしている（根拠資料：R5年度\_夢・目標設定テンプレート、R5年度\_教員オフィスアワー一覧）。

施設整備については、令和4年度及び5年度において講義室、実習室及び研修室に遠隔授業設備を導入、また、学内 LAN 配線工事を行い、学内のネットワークシステムを強化した（根拠資料：基幹 LAN 工事作業予定表）。

進級要件の設定は、2年次までの必修科目の単位修得をもって実質的な進級要件としている。この要件は、履修規程及び同細則に明示し学生便覧にて情報提供を行うとともに、入

学時や進級時のガイダンスで再三説明し、周知している。加えて、GPA 1.3 以下を進級面談の対象とし、学生の学習を活性化し効果的に教育を行っている。

授業評価アンケートは科目の最終日にポータルサイトからの入力を促し実施している。科目担当者は結果を確認し、授業自己評価及び次年度への授業改善に活用している。

学習時間調査は、学部では学生支援委員会が実施し、調査結果から学生の学習・生活等の実態やニーズを教員間で共有し、必要な支援を行っている（根拠資料：R5 年度\_学部学生によるカリキュラム評価、学生生活調整）。

学生表彰として、優れた卒業論文を作成した学生に対し、最優秀賞・優秀賞を授与している。令和5年度は最優秀論文賞1名、優秀論文賞4名が選出された。選出された学生は、卒業論文発表会で成果発表を行い、図書館で論文を公開している（根拠資料：2023 卒業研究優秀論文賞）。

### 【研究科】

#### ○各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

研究科（修士課程・博士課程）においては、1年間の履修登録単位数の上限は示していない。修士課程では、学生便覧/履修の手引きに履修モデルや履修の流れ、研究スケジュールを、博士課程では、学生便覧に学位取得までのプロセスを示し、学生がコースワークとリサーチワークを計画的に進められるように明示している。

#### ○シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

##### ・シラバスの内容

シラバスについては、学部・研究科ともに作成要領等に明示し、点検・評価・改善する方法でシラバス作成ルールを作成し、毎年シラバス作成に関するFDを開催している。シラバスの点検は、研究科教務委員会修士部門、共同看護学専攻教務委員会の委員が行っている。シラバスに明示した内容と実際の授業運営の適切性・順序性等は、学生の授業アンケート項目として収集し、確認を行っている。教員は学生からのアンケート結果をふまえて自己評価を行い、必要に応じて改善を行っている。

##### ・履修指導の工夫

修士課程の大学院生に対する履修指導はsemesterごとのガイダンスの際に研究指導教員が実施している。

博士課程では、semesterごとに研究指導教員が履修指導を行っている。研究指導計画の進捗状況については、適宜、研究科教務委員会博士部門で情報共有している。

#### ○修士課程：研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

修士課程の研究指導については、1年前期の演習において研究テーマを絞り込み、10月に仮テーマを提出させている。研究科教務委員会修士課程部門において仮テーマに基づい

た指導体制案（研究指導教員と研究指導補助教員）を作成し、研究科委員会で審議・決定している。標準課程あるいは長期履修課程ごとに研究スケジュールを明示し周知している。研究指導教員はスケジュールに基づいて指導を行っている。

博士課程の研究指導についても、令和5年度は3年ぶりに対面にて10月に合同研究ゼミナールと交流会を開催し、その後に研究指導教員が副研究指導教員を選出し、共同看護学専攻研究科長会議の議を経て共同看護学専攻連絡協議会にて審議・決定している。指導計画は履修の手引きに掲載し、ガイダンスで説明し周知している。博士課程の機関レベル形成評価により、2024年2月時点で、1・2年次生を除く6名の学生のうち、研究計画審査に合格した学生は3名である。2021年に「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特別措置に係る在学年限延長届」を提出している学生は、在籍期間が延長する可能性がある。特に研究計画書を提出していない3名の学生への支援が重要であることが明らかとなった。今後、対面又はオンラインによる研究指導と、必要に応じて第1副指導教員も加わった合同ゼミによる研究指導の支援の強化を図る必要がある（根拠資料：2023年共同看護学専攻アセスメントプランに基づく機関レベルの評価報告）。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われているか。

**評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置**

- ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・既修得単位の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性、公平性、公正性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの認定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

**評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置**

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

**○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置**

単位認定単位制度の趣旨については、学則及び履修規程に明示しており、これらの規定に基づき単位認定を行っている。学部では、各科目担当教員がシラバスに記載している評価方法に基づいて成績評価を実施し、科目担当者間でダブルチェックの上、科目責任者が「評点内訳表」を記載し提出することとしている。全学生の成績一覧は Semester ごとに教授会に提示し単位認定をしている。研究科修士課程では、年に2回、研究科教務委員会修士部門にて成績評価・単位認定の適切性を確認し、研究科委員会で審議の上で単位認定している。博士課程では、共同看護学専攻教務委員会にて年に2回、成績評価・単位認定の適切性を確認し、共同看護学専攻連絡協議会にて審議を行い単位を認定している。入学前の既修得単位等の認定については、大学学則第31条に記載している通り、教育上有益と認めるときには

大学、短期大学又は高等専門学校において履修した単位を上限 60 単位まで認定している。研究科では、大学院学則第 22 条に記載している通り、教育上有益と認めるときには他の大学院において履修した単位を上限 20 単位まで認定している。

成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置として、学部・研究科ともに評価方法・配分をシラバスに明記し、初回の講義の際に学生に説明している。成績評価は、成績内訳表への記録及びポータルサイトの成績報告登録に入力し、転記ミスがないかをダブルチェックしている。

卒業・修了要件は大学学則第 37 条及び大学院学則第 28 条に明示している。学部においては、教務委員会で在籍期間や修得単位数を確認した上で卒業予定者の案を作成し、教授会で審議、経営会議で承認を得て、学長が決定している。本学が掲げている DP の 5 つの力（下位項目は 10 項目）の到達度を測定するために、DP ルーブリックの最終到達度を学生個々に評価させ、全員が目標値の 3 点以上／5 点満点であることを確認している。修士課程においては、学位論文等及び最終試験の可否を学位規程に基づき研究科委員会で審議、経営会議での承認を得て、学長が課程修了の認定を行う旨を、大学院学則第 30 条に明示しており規定に基づき進めている。博士課程においては、学位審査委員会の議を経て、連絡協議会で審議し、学位授与及び課程修了を決定する（学位審査規程第 13 条）。

#### ○学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

修士課程においては、特別研究と課題研究（量的研究・質的研究・事例研究・文献研究）ごとに審査基準を定めており、学生便覧/履修の手引きや HP 上で公表し、研究方法論（研究方法総論）の講義時に周知している。博士課程においては、共同看護学専攻後期 3 年博士課程学位審査規程に博士論文審査基準を定め、学生便覧/履修の手引き、HP にて公表している。

#### ○学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

修士課程においては、研究科教務委員会修士部門にて修士論文審査体制に関する申し合わせ事項を検討し実施している。審査結果は主査が報告書を作成し、研究科委員会で審議の上、可否の判定を行っている。博士課程においては、日本赤十字九州国際看護大学大学院学位規程及び共同看護学専攻後期 3 年博士課程学位審査規程、共同看護学専攻博士學位審査委員会規程、共同看護学専攻研究計画審査委員会内規、共同看護学専攻専門委員会内規、共同看護学専攻の運営に関する要項を定め、教員についても共同看護学専攻教員資格基準に関する規程をもって厳格に運用している。主研究指導教員及び第 1 副指導教員以外に各構成大学から 3 名の審査員を選出した審査体制により、客観性及び厳格性を確保している。

#### ○学位授与に係る責任体制及び手続の明示及び適切な学位授与

学部は、学則第 37 条に基づいて教務委員会が卒業予定者の成績を確認している。卒業要件を満たしている学生について、卒業予定者一覧表を作成し、教授会で審議し、経営会議の議を経て卒業認定をしている。修士課程では、課程修了の認定は大学院学則第 30 条に明示している。研究科教務委員会修士部門で在籍期間や修得単位数、論文審査及び最終試験の報告書を確認した上で修了予定者の案を作成し、研究科委員会で審議、経営会議で承認を得ている。また、修士課程において修得することが求められる知識、技能、態度のひとつとし

て、修了後2年以内に論文公表を義務づけている。学生が修了後、学術雑誌への投稿を可能な限り早く着手できるように、修士論文の形式を簡素化し適用している。博士課程では、課程修了の認定は大学院学則第30条に明示している。共同看護学専攻教務委員会で履修登録、単位修得及び成績を確認し、専門委員会で合否判定案を作成したのちに学位審査委員会で合否判定案の検討を行い、連絡協議会における合否の決定を行っている。

#### ○学位授与に関わる全学的なルール設定その他全学質保証推進組織等の関わり

学部・研究科ともに学位授与については学則・大学院学則に規定しており、学部教務委員会及び研究科教務委員会（修士・博士部門）が作成した卒業・修了者案を教授会及び研究科委員会で審議し、経営会議の議を経て決定している。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の習得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

3Pの基本方針に基づき、学部・研究科ともに、3Pに加えて、それぞれアセスメントプラン（ASP）を明示し、学生便覧/履修の手引き、HP上で公表している。ASPは、①本学の定める3つのポリシーが適切であるかどうか、また②本学の教育カリキュラムが3つのポリシーに基づき適切に機能しているかを、2つのレベル（カリキュラムレベル・授業レベル）で、多面的、総合的に、点検・評価するための具体的実施方法を定め、改善につなげることを目的としている。

学部においては、直接的・間接的に学習成果を測定する指標を相互に関連させカリキュラム評価を行っている。令和5年度についてもカリキュラムは適切に設計、運営されていることを確認した（根拠資料：令和5年度カリキュラム形成評価）。

研究科においては、カリキュラムレベルでの評価指標として3Pの整合性評価及び定期

的なカリキュラム評価、授業レベルでの評価指標として成績・単位修得状況、学生による授業評価、教員による授業自己評価、領域及びコース担当者による「演習」「実習」「特別研究（課題研究）」の評価を設定している。加えて、各コースの DP 到達状況を測定するために「大学院修了時の能力評価指標」を整備している。

**点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価**

・学習成果の測定結果の適切な活用

**評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

学部では、授業レベルの評価において各科目の PDCA サイクルを回しているかが可視化するため、Web フォームによる評価フォーマットをsemesterごとに提出を求め、教務委員会で確認し、形成評価を教授会において報告している。データについては教員が閲覧できるよう共有フォルダーに格納している。これらの取り組みにより、各科目の PDCA サイクルが可視化されている。入学後の基礎的な学力のうち特に理科系科目の基礎学力強化のために、入学予定者に対して理科系科目の入学前補講を実施している。令和 6 年度入学生より LMS を用いた反復型の受講を可能とした。また、入学前補講のテストや「人体の構造と機能 I・II」の定期試験、「生物」「化学」の受講との関連を分析し、令和 6 年度の改正カリキュラムでは、「生物」を必修科目とし、1 年次前期に開講し「人体の構造と機能」等の科目と連動する内容として設定した。

GPA については、平成 30 年度より学年ごと、科目ごとの GPA 分布を作成し、教員に結果を周知するとともに学生にも公表している。また、成績評価の平準化の考え方として、科目担当教員があらかじめ想定する点数と最終成績との整合もしくは乖離の程度を分析・評価し、改善する取り組みを継続した（根拠資料：令和 5 年度\_科目の自己評価、学部 GPA 分布）。

修士課程では、アセスメントプランに基づき、教育課程及びその内容・方法の適切性について点検・評価を行った。今年度は、令和 4 年度カリキュラム（新カリキュラム）の 2 年目であった。令和 4 年度のコースモニタリングより抽出した課題として、助産コース（修了要件の修得単位数=61 単位）におけるカリキュラムの過密さ、研究時間の捻出の困難さが認められた。そのため、今年度は、課題研究の位置づけや審査基準の見直しを行った。

博士課程においては、令和 5 年度に教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価を行うためのアセスメントプランが策定され、科目レベルと教育課程レベルは共同看護学専攻自己点検・評価委員会で行った。なお、機関レベルにおいては、各大学で、在学中、及び修了時・修了後に実施する評価の指標が決まった。在学中は、CP に即した学修の検証に対する評価指標（休学者数、退学者数、留年者数、各科目の成績、TA 雇用率）による評価を行う。修了時・修了後は、DP の修得に対する検証（学位授与数、就職率、修了生追跡調査）を行う。これらの開学から 8 年間のデータを集約し、令和 5 年度に、機関レベルの形成的評価を行った。今後、各大学の機関レベルの形成的評価をもとに、教育課程レベルでの形成評価が行われる。

## (2) 長所・特色

学部・研究科ともに3ポリシーの整合性、アセスメントプランに基づくカリキュラム評価によってカリキュラムは適切に運営されている。

### (3) 問題点

特になし

### (4) 全体のまとめ

学部・研究科ともに修得すべき知識、技能、態度等、学位授与方針を定め学内外に公表している。また、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、「教育課程編成」「学修方法・学修過程」「学修成果の評価」を具体的に示し公表している。学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針、入学生の受け入れ方針の整合性を図ってきた。教育課程の編成・実施方針に基づいて設計したカリキュラムは、学部及び研究科において、適切に運営されている。学部では、令和6年度の改正カリキュラムの実現に向けて、科目のクォーター配置や、教育成果の多様な評価に関して履修規定を見直すなどを実施した。

教育課程については、学部及び研究科の教務委員会が運営しているが、適宜、ICT教育推進会議や教授会・研究科委員会での審議や報告、経営会議への報告や審議を得ながら進めている。成績評価や単位認定は、学部・研究科ともにシラバスに明示し、記載内容に沿って成績評価を行っている。また、DP ルーブリックや能力指標を活用し、ディプロマ・ポリシーに記載している力が身についたかについても測定、評価し、ディプロマ・ポリシーの適切性を確認した。卒業生・修了生調査や就職先へのアンケート調査結果からもDP及びカリキュラムの適切性を確認した。修士課程及び博士課程の両者とも、学位論文の審査基準を明示し、各科目と卒業認定・学位授与の方針との関連及び位置づけを明示している。

## 第5章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

学生の受け入れ方針の設定については、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を考慮し、前年度を踏襲して実施することとした。入学希望者に求める水準等の判定方法も、前年度との変更なく、判定方法についても要領等で公表している（根拠資料：学部入試委員会第1回議事録）。

検討した受け入れ方針に基づき、大学案内、学生募集要項、ホームページ等に適切に明示し、公表している。公表の媒体や表現の工夫、公表時期について、年度末に評価を行い、評価結果を次年度に活かす（根拠資料：2024年度版大学案内、学生募集要項、ホームページ等）。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点4：公正な入学者選抜の実施

オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

学部では、入学者選抜は、学生の受け入れ方針に沿っておこなうべく、学部入試委員会において、第1回で運営方針を定め、前年度評価を基に検討し作成した年間計画に沿って、各委員の役割により実施している（根拠資料：入試委員会第1回議事録）。決定事項については、教授会で審議を受け経営会議の承認を得たうえで、教職員会議において全教職員に周知することとしている。授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、公表媒体、オープンキャンパス他、個別相談等を行い、丁寧に対応している（根拠資料：大学案内、学生募集要項、入試ガイド、ホームページ等）。入学者選抜の運営体制の整備については、責任者である学長の下、入試委員会委員長及び入試広報課長とともに

に体制を協議している。試験監督責任者並びに面接責任者には、教授もしくは准教授をあてており、各部署の責任体制を明確にし、全員に実施前のオリエンテーションを行い、各自役割を示し、当日は、入試本部において入試委員会委員が待機してすぐに対応できるよう整備している（根拠資料：入試委員会第7回、第8回、第11回議事録、入学試験実施要項等）。

上記の運営体制のもと、入学者選抜の公正については、任にあたる教職員の関係者に本学受験がないことを確認していること、入試作題に関しては、入試委員長を除いた作題部会において情報漏洩のないよう安全に作成・保管を行っている。また全教職員にオリエンテーションにおいて、不正防止と対応について要領をもとに確認し、適切な対応をとっている（根拠資料：実施要項、入試委員会第7回、第8回、第11回議事録）。入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れるため、入試委員会で結果の確認、教授会で結果の判定、経営会議にて判定の是非の確認を得て、学長の決定により、合格者を適正に決定している（根拠資料：入試委員会第9、10、12、13、14回議事録、教授会第10、13、15、17回議事録）。

修士課程では、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集、入学試験選抜の運営体制を整備し、入学者選抜を公平に実施している（根拠資料：研究科入試委員会第3、4回議事録）。学生の募集活動は、研究科委員会と連携し、各研究指導教員が計画性をもって主体的に行うようにしている（根拠資料：研究科入試委員会活動報告書）。Ⅰ期の入学者選抜の実施後に運営体制について評価を行った結果、作題における誤植を的確に指摘していく策を検討する必要があった。3回にわたる確認作業は期間が短くなるため、次年度は回数を減らし確実に確認できるスケジュールとする。なお、英語と小論文の作題はⅠ期入試準備の際に確認が済んでいたため、Ⅱ期入試の確認作業は専門科目4科目のみであり、作題上の大きなトラブルはなかった（根拠資料：研究科委員会第6回、第11回議事録、令和5年度研究科入試委員会活動報告書）。Ⅰ期とⅡ期の事前面接のタイミングは願書提出前までに行うこととした。受験者の要望をリアルに把握するために、年度単位で事前面談を実施しトラブルはなかった。次年度以降も願書提出前までに行うように統一を図る（根拠資料：研究科入試委員会第5回議事録、令和5年度研究科入試委員会活動報告書）。

博士課程では、学生の受け入れ方針の検討が始まった。方針が決定次第、令和7年度学生募集、入学試験選抜の運営体制を整備する（根拠資料：研究科入試委員会第11回議事録、令和5年度研究科入試委員会活動報告書）。入学者選抜については、これまで通りに公平に実施している。学生の募集活動は、研究科委員会と連携し、各研究指導教員が計画性をもって主体的に行っている。学生募集要項は博士連絡協議会の承認を得たうえで決定後に公表している。事前面接のタイミングは願書提出前までに行い、受験者の要望をリアルに把握するために、年度単位で事前面談を行っている。

**点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

**評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理**

**<学士課程>**

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

学生の受け入れについては適切な定員を設定して、定員充足率、収容定員に対する在籍者数のモニタリングを継続的に行っている。在籍学生数を収容定員に基づき中間評価で確認した状況と数を考慮し、次年度の受け入れ人数を設定確認している（根拠資料：入試委員会第2回議事録）。今年度より、日本赤十字学園6大学併願入試、一般入試（後期）を導入しており、適正に学生確保ができるよう受入数を確認しながら検討し、目標人数にあうよう合格者を出しているが、受験生の減少により、定員を確保するにとどまった。

修士課程の入学定員に基づき、I期は助産コースにて4名の合格者、CNSコース1名、教育・研究者コース2名の合格者を確保した（根拠資料：第6回入試委員会議事録）。II期はCNSコース1名の合格者（I期II期を合わせて8名）であり、追加入試での受験者はいなかった（根拠資料：第9回入試委員会議事録）。収容定員充足率は $(11+10) \div 20 = 1.05$ であり問題ない。収容定員に対し、在籍学生数を適切に確保するために、令和6年度は教員の主体的広報活動に加えてサテライトでの大学院進学相談会の開催も検討する予定である。

博士課程の入学定員に基づき、I期にて1名の合格者を得たがII期では受験者は0名。収容定員6名に対し、令和6年1月現在で在籍学生数9名（後期休学者2名、4年超過留年者1名を含む）である。定員充足率、収容定員に対する在籍者数のモニタリング $((1+6) \div 6 = 1.166)$ で、定員を充足し問題ない。

**点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価**

**評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

学生の受け入れの適切性について、定期的に点検・評価については、定員充足率、収容定員に対する在籍者数のモニタリングを継続的に行っており、次年度の受け入れ学生数の設定を行っている。結果をもとに改善・向上に向けた取り組みについては、昨年度の自己点検・評価を受け、今年度の目標と活動内容を決定しており、月1回の委員会にて実施状況の確認、改善をおこなっており、今年度も、年間計画に基づき自己点検・評価を行っている。すべての試験実施後に評価を行い、受験生確保という大きな課題への対応を含め次年度に向けた改善を明確にしていく予定である。なお、作題及び実施についての適切性を評価するため、作題部会については、学部入試委員長が、実施に関しては、年度末に学部入試委員会外の組織より、点検評価を受ける体制を整えており、令和5年度入学者選抜の実施に係る検証に関する手順に基づき今年度末に実施し、その結果を委員会で共有し次年

度に向けた改善に活かしていく予定である（根拠資料：令和5年度委員会活動計画報告書、令和5年度入学者選抜の実施に係る検証に関する手順、入学者選抜実施に係る検証チェックシート確認済）。

修士課程では、定員充足率、収容定員に対する在籍者数のモニタリングを図り、Ⅱ期の1名の合格者のみであるため追加入試を予定し定員確保への対応を図っている。学生の受け入れの適切性について、研究科入試委員会部外の組織による点検評価を行った結果、問題なしという評価を得た（根拠資料：入学者選抜実施に係る検証チェックシート確認済）。その結果を入試委員会で共有しながら、年間計画に基づき自己点検・評価を行い、教員の受験生受け入れの年間計画をアンケート調査し、広報活動への意識づけを行うようにした（根拠資料：研究科入試委員会第11回議事録、令和5年度委員会活動計画報告書）。入試業務について、追加入試終了後に外部検証を行い、適切性の確認を行っている。受験者が例年確保できる領域とそうではない領域があるため、広報活動の見直し（例として福岡赤十字支部サテライトでの進学相談会等）や、領域編成、カリキュラム改正の是非について検討していく必要がある。

博士学生の受け入れ方針の適切性は、連絡協議会の照会に対し、本学の入試委員会と教務委員会で評価し本学の見解をまとめ、報告した。定員充足率、収容定員に対する在籍者数のモニタリング（ $(1+6) \div 6 = 1.166$ ）で、定員を充足し問題ない。

## （2）長所・特色

学生確保のための制度の検討、広報活動に注力しており、一定数の受験生を確保することができた。ただ、期待する数には至っておらず、次年度に向けて新たな制度について検討する必要がある。

一連の入試の実施体制と活動について検証システムを導入し、客観的な評価を受ける体制を整えた。

## （3）問題点

受験生の数の減少。

## （4）全体のまとめ

学生の受け入れ方針を定め公表しており、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している。また、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。学生の受け入れの適切性についても定期的に点検・評価を行っており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

以上より、大学基準に照らして良好な状態であり、学生受け入れの取り組みは概ね適切である。

## 第6章 教員・教育組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

#### 評価の視点1：大学として求める教員像の設定

本学の目的は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術をもって広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」である（根拠資料：大学学則）。これにもとづき、本学の「求める教員像」を策定し、特に、赤十字の理念に対する理解のある人、看護学もしくは関連領域に関する教育実践と研究開発の能力と相応の実績を有する人（根拠資料：求める教員像及び教員組織編制方針）としていることから、求める教員のあり方を適切に明示できていると判断できる。また、各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針については、「教員組織編成方針」を策定し、教員組織の編成、領域・分野の配置、連携のあり方を示していることから、適切に明示できていると判断できる（根拠資料：求める教員像及び教員組織編制方針）。

本学の求める教員像は、平成26年度に「本学教員に求められる能力（指針）」として設定した。令和元年度に、求める教員のあり方や各教員の役割、連携のあり方等、本学の理念・目的に沿って教育研究等の諸活動を行っていく観点から、教員組織編成方針と併せて見直し、教授会・経営会議で審議し承認され、令和2年度から施行している（根拠資料：求める教員像及び教員組織編制方針）。教職員会議において教員へ明示し、ホームページにも掲載している（根拠資料：教職員ハンドブック、【WEB】本学ホームページ）。

「求める教員像」は、以下のとおりである。

- (1) 赤十字の理念に対する深い理解と共感を有する人
- (2) 看護学もしくは関連領域に関する教育実践の能力と相応の実績を有する人
- (3) 看護学もしくは関連領域に関する研究開発の能力と相応の実績を有する人
- (4) 良好な対人関係を構築するコミュニケーション能力を有する人
- (5) 大学の管理運営に参画し貢献する意思と相応の実績を有する人
- (6) 学術団体、職能団体、地域社会等に貢献する意思と相応の実績を有する人
- (7) 看護学教員においては、自律的に看護を實踐できる能力を有する人

#### 評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示

平成26年度に策定した「教員組織編成方針」を、令和元年度に見直しを行った「求める教員像」と併せて見直し、教授会・経営会議で審議し承認され、教職員会議において教

員へ明示するとともにホームページにも掲載し、令和2年度から施行している（根拠資料：求める教員像及び教員組織編成方針）。

「教員組織編成方針」は以下のとおりである。

- (1) 教員の任用・昇任は、学校法人日本赤十字学園の定める「看護大学・短期大学における教職員の選考基準」に基づき、人格、教育研究業績、社会活動等に関して、公正かつ厳正な審査及び手続によって行う。
- (2) 教育課程に相応しい学部・研究科の各領域の専任教員からなる教員組織を編成する。教員は学部・研究科双方の教育に携わることを原則とする。
- (3) 教育課程を運営するために、適切な領域・分野を配置する。
- (4) 教員の数は、関連法令の基準を満たすことはもとより、教育特性に見合った人数を配置し、適切な年齢構成及び職位バランスを考慮する。
- (5) 教員の配置には、教員の教育・研究の専門性を考慮するとともに、適切な役割分担と連携体制を確保し、組織的な教育を行う教育組織を編成する。
- (6) 各領域代表者は領域内を総括し、教育・研究の質の向上を図るとともに、他領域と連携して調整する。

以上により、本学では大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像及び学部・研究科等の教員組織の編成方針を適切に設定し、明示している。

点検・評価項目②：教員組織の編成に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編成のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配置
- ・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねるものについて、業務状況の適切性
- ・他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性
- ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

評価の視点3：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）。

評価の視点4：教養教育の運営体制

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員専任教員数

本学は看護学の単科大学であり、研究科を担当する教員は教員組織編成方針に示しているとおり学部と兼務である。よって、学部の教員組織が大学全体の教員組織となっている。

本学の専任教員数は学長を除き 45 名である。本学の理念・目的を達成するため教員組織編成方針に基づき、教員募集中の一部領域の職位を除き、必要な教員数及びその職位構成が満たされていると考える（根拠資料：令和 5 年度\_学部\_教育体制、令和 5 年度\_修士\_教育体制）。

令和 7 年度より導入される日本赤十字学園における基幹教員制度（案）では、現在、日本赤十字学園学長会議で検討され、進捗状況が報告された（根拠資料：令和 6 年 1 月 18 日経営会議資料、令和 6 年 1 月 22 日メール：意見照会意見の照会について（学長・事務局長合同会議を受けて））。現時点において基幹教員は以下に記述するものを満たす必要があるとされている。

- ・各大学の教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」）を担当する又は 1 年につき 8 単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう
- ・教育課程の編成その他の学部・学科の運営について責任を担う教員（助手を除く）でなければならない

上述の 2 点については大学設置基準にも規定されているため変更はないと考える。主要授業科目の考え方は、今後、教授会、経営会議等で協議し決定する。本学の教育課程の編成その他の学部・学科の運営に係る委員会については、日本赤十字学園の他大学の例を参考に①教授会、②学部入試委員会、③教務委員会、④実習委員会、⑤学生支援委員会と考え、令和 6 年度からは、全教員を①～⑤のいずれかの委員会に配置する。よって、本学の専任教員全員が基幹教員となる予定である。

## 評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

### ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性

本学の教員組織は、表 6 - 1 及び表 6 - 2 に示すとおりである。本学の理念・目的は、日本赤十字九州国際看護大学学則第 1 条に「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とする。」としている（根拠資料：大学学則）。

この目的と CP を実現するため、学部の領域は「リベラルアーツ・専門基礎」「看護の基盤」「成育看護」「老年・慢性看護」「ヘルスプロモーション・在宅看護」「メンタルヘルス」「クリティカルケア・災害看護」「国際看護」の 8 領域の編成としている。令和 6 年度からは学部カリキュラムの改正に伴い、現行の 8 領域から 12 領域に再編する。

研究科は平成 29 年度カリでは保健コース、看護コース、CNS コース、助産教育コースの 4 つのコースを、令和 4 年度の新カリでは保健コースと看護コースを統合した教育・研究者コース、CNS コース、助産コースの 3 コースを設置している。教育・研究者コースには「国際保健・国際看護学」「生涯発達看護学」「広域看護学」「基盤看護学」領域が、助産コースには「助産学」領域が、CNS コースには「在宅看護学」「クリティカルケア看護学」領域の計 7 領域があったが、令和 4 年度のカリキュラム改正において CNS コースに「老年看護学」「精神看護学」を加え、9 領域の編成としており、教員組織の編成に関する方針との整合性は図れていると判断できる。

表6-1：学部領域と専任教員数（令和5年4月1日現在、学長・センター長を除く）

|     | リベラルアーツ・専門基礎 | 看護の基盤<br>(基礎看護、看護教育、看護管理) | 成育看護<br>(母性看護・小児看護) | 老年・慢性看護 | ヘルスプロモーション・在宅看護 | メンタルヘルス | クリティカルケア・災害看護 | 国際看護 |
|-----|--------------|---------------------------|---------------------|---------|-----------------|---------|---------------|------|
| 教授  | 3            | 2                         | 1                   | 2       | 1               | 1       | 1             | 1    |
| 准教授 |              | 1                         | 2                   | 2       | 2               | 1       |               |      |
| 講師  | 1            | 1                         | 3                   | 2       | 1               |         | 1             |      |
| 助教  |              | 4                         | 2                   | 3       | 1               | 1       | 2             | 1    |
| 助手  |              |                           |                     |         | 1               |         |               |      |
| 合計  | 4            | 8                         | 8                   | 9       | 6               | 3       | 4             | 2    |

表6-2：研究科コース・領域と専任教員数（令和5年4月1日現在、学長を含む、〈 〉は兼任）

|     | 教育・研究者コース  |       |       |       | 助産コース | CNS コース |             |       |       |
|-----|------------|-------|-------|-------|-------|---------|-------------|-------|-------|
|     | 国際保健・国際看護学 | 発達看護学 | 広域看護学 | 基盤看護学 | 助産学   | 在宅看護学   | クリティカルケア看護学 | 老年看護学 | 精神看護学 |
| 教授  | 1          | 4     | 2     | 3     | 1     | 〈1〉     | 〈1〉         | 〈1〉   | 〈1〉   |
| 准教授 | 1          | 3     | 2     | 1     | 1     | 〈1〉     |             | 〈2〉   | 〈1〉   |
| 講師  |            | 1     | 1     |       |       |         | 〈1〉         |       |       |
| 合計  | 2          | 8     | 5     | 4     | 2     | 2       | 2           | 3     | 2     |

#### ・各学位課程の目的に即した教員配置

学部の教育課程の科目区分は「リベラルアーツ・専門基礎科目」「専門科目」としている。専門基礎科目は看護専門科目の基礎となる「自然科学系」「社会科学系」「人文科学系」の各科目としている。専門科目は「看護の基盤」「看護の展開と応用」「看護の統合」に細分し、更に看護学演習・実習科目はⅠ～Ⅴのレベルで段階的に学修できる構成とし、先に述べた8領域に教員を配置している。また、学部科目の責任者は、教授・准教授が務めることを基本とするため、各領域には教授又は准教授を各1名以上配置するようにしている。

カリキュラムの改正に伴い、CPを実現できるよう令和6年度より科目区分は以下に変更する。教員の専門性をふまえた教員配置になっているため、領域によっては教授が不在、教員数が1名になる領域がある。当面は現行カリキュラムの体制に鑑み、関連領域で協力体制が取れるようにする。令和6年度中にCPおよび基幹教員制度をふまえ教員配置の方針を検討し、教員を適切に配置できるようにする。

リベラルアーツ・専門基礎→基礎・専門基礎  
 看護の基盤→基礎看護学、看護教育学、看護管理学  
 成育看護→小児看護学、リプロダクティブヘルス看護学  
 老年・慢性看護→老年看護学、成人看護学（慢性期）  
 ヘルスプロモーション・在宅看護→ヘルスプロモーション、在宅看護学  
 メンタルヘルス→精神保健看護学  
 クリティカルケア・災害看護→成人看護学（急性期）  
 国際看護→災害・国際看護学

研究科の研究指導体制は1名の研究指導教員と1名以上の研究指導補助教員の2名以上の体制である。研究指導においては、専門分野の主たる指導教員に加えて、先に述べた9領域およびリベラルアーツ・専門基礎の領域を横断して研究指導を受けることができる総合研究指導体制とし、教員を配置している。

各課程の教育体制については、経営会議で決定し、教授会、研究科委員会で報告し、教職員会議での報告及び教職員ハンドブックで学内共有している（根拠資料：教職員ハンドブック、令和5年度\_第13回\_教職員会議次第）。

・国際性、男女比

海外での大規模災害や紛争被災国における緊急救援及び復興支援の勤務経験を有する教員を複数名配置している。看護教育の特性から女性教員の割合が多く、令和6年3月31日現在の男女比は女性が約83%、男性が約17%である。

・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配置

教員の年齢構成は表6-3に示すとおり30歳代から60歳代に分布しており、大きな偏りはない。しかし、数年の間に60歳代の教授が定年を迎えることになり、年齢構成を考慮した教員採用及び昇任を検討する。

表6-3 専任教員職位別年齢構成（令和5年4月1日現在、学長を除く）

|       | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 助手 | 合計 |
|-------|----|-----|----|----|----|----|
| 60以上  | 6  | 1   |    |    |    | 7  |
| 50-59 | 5  | 3   | 3  | 3  |    | 14 |
| 40-49 | 2  | 4   | 4  | 9  |    | 19 |
| 30-39 |    |     | 2  | 2  | 1  | 5  |
| 合計    | 13 | 8   | 9  | 14 | 1  | 45 |

・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）

学部の教育上主要と認められる授業科目における専任教員の配置について、リベラルアーツ・専門基礎、看護の基盤、看護の展開と応用、看護の統合の必修科目は、リベラルアーツ・専門基礎を除き専任教員が科目責任者となり複数で担当している。これらの科目責任者は、教授・准教授が務めることを基本とするため、前述のとおり各領域には教授又は准教授を各1名以上配置するようにしている。また、本学専任教員が科目責任者ではな

いりべラルアーツ・専門基礎科目については、協力体制にある福岡赤十字病院の医師、および福岡教育大学の教員に科目担当責任者を依頼している。令和6年度改正カリキュラムからは、新たな領域編成となるが、基幹教員制度導入に対応できるよう主要科目と単位数に鑑み教員配置を確認する。

#### ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

研究科の担当教員の資格については、「日本赤十字九州国際看護大学大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規」において、研究科教員となることができる者の資格要件を明示し、修士課程、博士課程の各々において、研究指導教員・研究指導補助教員・授業科目担当教員の資格審査基準を定めている。研究科教員の資格審査は、内規に定める研究科所属教員で構成する資格審査委員会において、内規に明示する審査基準及び教員個人調書及び教育研究業績書により審査を行う。審査結果は経営会議において審議され、承認を得て、研究科委員会に報告している。博士課程については各大学の資格審査の結果報告書を作成し、共同看護学専攻研究科長会議に提出・審議し、共同看護学専攻連絡協議会の議を経て資格を決定している（根拠資料：大学院看護学研究科教員の資格審査に関する内規）。教員資格審査基準に基づき承認された研究科の教員は、修士課程において研究指導教員12名、研究指導補助教員5名、授業科目担当教員1名で構成している。博士課程においては日本赤十字学園の5大学（日本赤十字北海道看護大学、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字豊田看護大学、日本赤十字広島看護大学、本学）で共同看護学専攻として運営しており、本学は6名の研究指導教員を配置している。修士課程、博士課程ともに適正な配置をしている（根拠資料：令和5年度\_博士課程\_研究指導教員一覧）。

#### ・教員の授業担当負担への適切な配慮

教員の配置については、関連法規及び本学の諸規程に基づき、授業科目を担当するにふさわしい専任教員を配置している。しかし、本学は看護の単科大学であり、組織として附属病院等の実習病院がなく、赤十字病院を主として多くの外部医療施設で実習を行うことから教員の負担は大きい。また、学部教育と大学院教育を兼務する教員も多く授業負担は大きい。これらの諸問題を解決するために教授会において指導体制を検討し、領域を横断した支援体制を構築している（根拠資料：令和5年度3月7日 学部領域代表者会議 第6回、第13回教授会議事録）。また、本学のDX推進計画に基づき、LMSやTeamsを活用した教材や資料の提供、課題の回収等を行うことで、教員の授業運営への支援を行っている。

教員の勤務については、労働基準法第38条の3に定める専門業務型裁量労働制に関する協定を締結し、授業負担への対策を行っている。

#### ・複数学部等の基幹教員を兼ねるものについて、業務状況の適切性

現時点で該当する教員はいない。（令和6年2月末時点）

#### ・他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性

現時点で該当する教員はいない。（令和6年2月末時点）

#### ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

本学は単科大学であり、全教職員が大学組織運営に係る委員会に所属している。単科大学のため、複数の委員会に所属する教職員が大半である。委員会は委員会規程に基づき運営する。各委員会には事務担当課が配置されている。委員会規程には各職の役割が明記されており、規程に示された役割を教員と職員で分担・協働している。本学では毎月1回教職員会議を開催し、各委員会報告を含む大学の運営状況を教職員に周知し共有している（根拠資料：日本赤十字九州国際看護大学 委員会規程、令和5年度 日本赤十字九州国際看護大学 委員会構成、令和5年度 各委員会活動計画）。

### 評価の視点3：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）。

本学では実習指導において、指導補助者を活用している。各領域の長が必要に応じて指導補助者の申請を行う。実習指導の場合は、資格要件として①看護師の資格を持ち、②臨床経験が5年以上であること、③臨床実習指導経験があること、等に鑑みて適任者を探している。実習指導の場合はこれまでの実績を基に該当者に直接依頼することが多いが、場合によっては求人広告を出すこともある。

指導補助者が決定すると科目責任者は指導補助者の役割と責任を明確にするために、事前に指導計画及び指導内容について説明する。実習中は科目責任者もしくは科目を担当する教員に連絡・相談・報告するよう体制を整備している。

### 評価の視点4：教養教育の運営体制

本学の教養教育は先に述べた教育課程の科目区分「リベラルアーツ・専門基礎」とし、「リベラルアーツ・専門基礎」を領域として領域代表を配置している。領域代表のもと領域会議を開き、教養教育に関する情報交換と共有を図っている。また、教授会において各領域との教育連携を行っている。教養教育科目は、学内の教員及び学外の非常勤講師により運営している。そのうち英語科目は、英語力向上のためのインターネットを利用した e-ラーニングを導入し、業務の効率化を図っている。

### 点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

|   |
|---|
| 評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備 |
|---|

|                              |
|------------------------------|
| 評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施 |
|------------------------------|

### 評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

教員の募集、採用、昇任は、学長を委員長とする日本赤十字九州国際看護大学人事委員会において審議を行う。人事委員会は委員長である学長のほか、学部長、研究科長、学務部長、事務局長により構成され、議決を要する事項は出席者の過半数をもって意見を決する。人事委員会で議決された採用、昇任等は教授会において審議され、教授会の承認を得て経営会議に報告する。

教員の募集、採用、昇任の基準及び手続は以下のとおりである。

教員の採用は、「日本赤十字九州国際看護大学教員任用選考規程」に基づき、人事委員会委員長は人事委員会に選考する専攻領域及び職位、時期を諮り、経営会議において審議し、学長が決定する。学長は、選考に関する決定事項を教授会に報告している。募集は原則として公募にて行う。審査は応募書類による書類選考及び面接とし、書類選考は、人事委員会において「看護大学・短期大学における教育職の選考基準」及び「日本赤十字九州国際看護大学教員公募基準」に基づき審査を行う。面接者は人事委員会委員とし、人事委員会委員長が必要と認める場合は、学部又は研究科の領域の中から1名を指名し、面接者とする事ができるとしている。選考の決定は人事委員会委員長が選考結果を経営会議に諮り、教授会及び経営会議の議を経て学長が任用の可否を決定する（根拠資料：教員任用選考規程、看護大学・短期大学における教育職の選考基準、人事委員会規程）。

教員の昇任は、「日本赤十字九州国際看護大学教員昇任選考規程」に基づき、学長が必要と認める時期に経営会議に諮り時期等を学長が決定する。学長は、選考に関する決定事項を教授会に報告する。申請は承認申請書に教授の推薦状を添え、学部長を経由して学長に申請する。候補者の選考は、人事委員会において経歴、教育研究業績及び学会活動等についての書類審査及び面接を行う。審査の経緯及び結果を経営会議に諮り、教授会及び経営会議の議を経て学長が決定する。

#### 評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

規程に基づき、教員を公募し採用活動を実施した。

令和4年度から継続募集していたメンタルヘルス領域の助教1名、ヘルスプロモーション領域の助教1名については、令和6年4月から採用することが決まった（令和5年第6回教授会、令和6年2月22日開催臨時教授会議事録）。また、退職に伴う採用としては、国際看護領域において准教授1名の採用（令和6年第13回教授会議事録）が決まり、看護管理学については公募を開始した。また、英語を担当する教授が令和6年度末に定年退職が見込まれることから、令和5年度より公募を開始した（根拠資料：令和5年第7回人事委員会議事録）。

教員の昇任についても規程に基づき、慢性看護領域の講師2名について、令和6年度4月1日付で准教授への昇任を決定した（根拠資料：令和5年第11回教授会）。

また、令和6年4月1日より成育看護領域の教員1名が産休・育休に入るため、日本赤十字学園グランドデザインに示されたクロスアポイントメント制度を活用し、福岡赤十字病院より看護師1名を特任助教として任用することが決まった。期間は1年間である（根拠資料：令和5年第14回人事委員会議事録）。

以上、本学では大学として求める教員像及び学部・研究科等の教員組織の編成方針及び諸規程に基づき、教員の募集、採用、昇任等について、公正、適切に行っている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

評価の視点3：指導補助者に対する研修の実施

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学の求める教員像等をふまえ、教職員の能力向上、人材育成にかかる研修の計画的運営を具現化するための課題について委員会内で検討した結果、FD/SDの方針が不明確なままガイドラインのみが先行していたことが明らかになった。2月のFD・SD委員会でFD・SDの方針を議論し案を策定し、2024年度の継続審議としていく（根拠資料：第10回FD/SD委員会議事録）。

FDガイドをもとにFDの実績を集約しているが、発達障害に関する研修会が複数の委員会で重複して実施されていた。FD/SDの方針を打ち出し、年度ごとの重点課題を明確にし、全員に参加を求める研修とそうではない研修を明確化し、令和6年度はメリハリのある年間計画を立案する。

### 評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

令和5年度は科研費の申請者12名のうち6名が採択された（根拠資料：財務に依頼する予定）。研究支援事業や学内ピアレビューの効果もあると考えられる。令和6年度にむけては、研究支援事業への公募時期を2月中に行い、4月からスムーズに支援が受けられるように改善を図った（根拠資料：第10回FD/SD委員会議事録）。

教員の評価制度としての「学部教育賞表彰制度」は、令和4年度表彰として「看護とリスクマネジメント」、「看護技術Ⅱ」、「キャリアデザインⅡ」の3科目が選定され、5月の教職員会議において表彰式を行った。令和6年2月8日に報告会を実施し、教育手法や講義の展開等について理解を深めた。令和5年度表彰については、令和6年4月に選定予定である。令和5年度の大学貢献賞については令和6年1月に公募し、被推薦者2名を選出し学長に推薦した。2月の経営会議において協議し、1名を選出し3月の教授会に報告した。

教育研究環境の整備に関する方針および研究推進基本方針に基づき、学習環境および教育研究環境を整備した。「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」に基づいた研究日の取得、教育研修・研究期間制度の利用を教授会、教職員会議で説明し、研究日の取得は7割程度の教員が実施し定着傾向である。今後の課題を明らかにするために2月初旬にアンケート調査を行い（根拠資料：第10回FD/SD委員会資料）、教授会で情報共有していく。尚、令和6年度の教育研修・研究期間制度の利用申請は1名あり、令和5年度内に承認された。

### 評価の視点3：指導補助者に対する研修の実施

本年度は指導補助者（TA）に対する研修を実施しなかった。指導補助者（TA）に対する研修の実施については、ティーチング・アシスタント取り扱い規程に記載されていないため、追記するよう修正を行う（根拠資料：ティーチング・アシスタント取扱規程）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

### 評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

教員組織の適切性については、年間を通して、経営会議が自己点検・評価するとともに、

自己点検・評価委員会で適切性を確認している。(根拠資料：令和4年度点検・評価報告書)

また、令和5年度も、外部評価としては、例年通り外部委員6名からなる大学運営審議会において評価を受け、今後の大学の方向性について意見交換を行った(根拠資料：令和5年度運営審議会議事録)。

## 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学部において、充足が必要な人材については人事委員会及び経営会議で検討し、人材確保に向け適切な昇任や採用募集活動につないでいる。採用募集活動については、点検・評価項目③で述べたように採用実績がある一方、一部教員を確保できていない領域については募集活動を継続している。また、令和6年度の学部カリキュラム改正を踏まえ、教育体制の適切性を検証し改善・向上を図っている。研究科において、令和4年度カリキュラム改正を踏まえ、教員組織の適切を検証し改善・向上を図っている。

外部評価として、令和5年10月に外部委員6名からなる大学運営審議会において学外からの評価を受け、今後の大学の方向性について意見交換を行った。

第三期大学評価(認証評価)において指摘された「求める教員像及び教員組織編成方針」において、国際性に関する具体的な資質等の記載については、継続検討中である。また、「人事委員会」から提出された事案を「経営会議」で審議し教授会に報告・審議しているプロセスについては、「教授会」で審議し、その結果を「経営会議」に報告するプロセスになるよう修正した。

日本赤十字学園グランドデザインに示された教育人材の効果的な相互交流(クロスアポイントメント制度)、基幹教員制度の導入(令和7年度より)、領域の教員数、職位、年齢構成等に鑑み、採用および昇任の方針・計画を明確にする必要がある。

### (2) 長所・特色

- ・本学の目的である、赤十字の人道的任務に関わる看護専門職の育成のために、海外での大規模災害や紛争被災国における緊急救援及び復興支援の勤務経験を有する教員を複数名配置している。また、FD/SD活動として、赤十字の国際活動や災害救援に関する研修会を実施している。これらは、本学の目的の実現に資する事項であり、本学の卒業生の多くが、赤十字施設に就職していることから成果がみられると判断できる。
- ・本学の教育目的の実現のために、他の委員会組織や国際看護実践研究センター等が連携し、FD/SD活動の一環として研修会等を開催し、参加率80%以上の研修会は14件(全体の60%)だった。そのうち参加率100%の研修会は10件(全体の43%)であった。
- ・教員の評価制度としての「学部教育賞表彰制度」(令和2年度創設)、および教職員の教育活動、研究活動、社会活動、組織運営等の資質・能力の評価としての「大学貢献賞表彰制度」(令和3年度創設)によって、教員の教育活動、研究活動、社会活動等が評価され、活動結果の活用拡大につながっている。

### (3) 問題点

- ・日本赤十字学園グランドデザインに示されたクロスアポイントメント制度、基幹教員制度の導入、領域の教員数、職位、年齢構成をふまえた採用、昇任に関する方針・計画を明確

にする必要がある。

- ・教職員の能力向上のための FD ガイドラインと教職員の管理運営の資質向上のための SD ガイドラインを作成し活用しているが、FD/SD の方針が不明確であったため、FD/SD の方針を明確にし、研修を企画する必要がある。

#### (4) 全体のまとめ

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示し、方針に基づき、適切に教員組織を編制し、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っている。これより、大学基準に照らして概ね良好な状態であり、大学の理念・目的に基づいた、教員・教員組織の編制が概ね適切に行われているが、一部の領域で教員確保ができていないこと、学部における令和6年度以降のカリキュラム改正および研究科における令和4年度カリキュラム改正、日本赤十字学園が推奨するクロスアポイントメント、基幹教員制度導入等を踏まえ、教員組織の適切性を検証し、改善・向上を図る必要がある。

FD/SD 活動について、FD ガイドと SD ガイドを基に、FD/SD 委員会と他の委員会組織や国際看護実践研究センター等が連携して研修会を開催し、いずれも 60%以上の参加率であった。教員の評価制度としての「学部教育賞表彰制度」（令和2年度創設）、および教職員の教育活動、研究活動、社会活動、組織運営等の資質・能力の評価としての「大学貢献賞表彰制度」（令和3年度創設）によって、教員の教育活動、研究活動、社会活動等が評価されており、活動結果の活用拡大につながっている。更に、研究活動については、研究に関する複数の研修会を開催している。

課題については、以下の2点があり、関連委員会において検討、改善に向けた活動を行う。

- ・日本赤十字学園グランドデザインに示されたクロスアポイントメント制度、基幹教員制度の導入、領域の教員数、職位、年齢構成をふまえた採用、昇任に関する方針・計画を明確にする。
- ・教職員の能力向上のための FD ガイドラインと教職員の管理運営の資質向上のための SD ガイドラインを作成し活用しているが、FD/SD の方針が不明確であったため、FD/SD の方針を明確にし、研修を企画する。

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向などを踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力を持った看護専門家の育成及び看護学の発展に寄与することを理念・目的としている。この理念・目的を踏まえて令和元年に学生支援に関する方針を定めた。学生支援に関する方針は学部及び研究科ともに学生便覧等に掲載し、学内外に公表し、その内容に基づいた支援を行っている。方針では、学生が学修・研究に専念し、有意義な大学生生活を送るために、①修学・研究支援、②生活支援、③キャリア支援の3つの方針を定めており、内容は以下のとおりである。

① 修学・研究支援では、学生が学修・研究に専念できるように環境整備に努め、奨学金制度、経済支援等の充実により経済的な側面からも支援を行う。

② 生活支援では、学生の人権尊重を基本とし、一人ひとりが心身ともに健康で、かつ安全で安定した学生生活を送るために、必要な基盤を整備するとともに、豊かな人間性をはぐくみ、自らが主体的に研究・学習活動ができるように支援を行う。

③ キャリア支援では、学生自らが職業の適性、専門職としての潜在能力、希望・動機を確認することで自身にとってふさわしいキャリア形成が行えるよう、必要な情報提供等の支援を行う。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導

- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

**評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施**

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシャル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

**評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施**

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を享受するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

**評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施**

**評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施**

**【学部】**

**評価の視点1：学生支援体制の適切な整備**

学生支援に関する方針を実現するため、全学的な学生支援に係る各種施策は、学生支援委員会が主導し、事務局学務課学生支援係等との連携のもと、企画検討・実施・評価を担当している。更に、教務委員会、ハラスメント防止委員会、危機管理委員会等が連携を図り、支援体制を強化している。これらの取り組みについては、学務部長を通して教授会、経営会議に、必要に応じて報告・審議を行っており、教職員会議で情報を共有することで全学的に学生支援に取り組むことができ、教員、職員、保健室職員等の有機的な連携のもと、教職協働による学生支援体制を整備している。

学生支援委員会では委員が分担する方法で各学年担当を配置し、学年全体にかかわる課題については、学年担当が中心となり指導を行っている。これに加えて、平成30年度導入したアカデミック・アドバイザー（以下、AA）制度を継続して運用している。

**評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施**

**・学生の能力に応じた補習教育、補充教育**

学生支援委員会委員で構成される国家試験受験支援担当と4年生学年担当が中心となり、国家試験合格率100%を達成するための年間計画を作成し支援を実施した。ラーニングコモンズを学習室とし、他にも各部屋を開放して学生各個人に応じた学修環境を整え、模試の成績低迷者に対して学生支援委員長・副委員長、学年担任、国家試験受験支援担当による面談にて、学生の学習状況の確認や学習方法の伝達を行い、国家試験へ向けての学習を継続できるよう支援した。

模試については、学生で組織される国家試験担当の意見を取り入れた模試業者の選定を行い、実施時期等含め協議して6回実施した。12月時点で、必修40点未満の学生が30名ほどいたため、追加で1月に看護師国家試験直前模試、必修対策模試の追加を行った。また、理解不十分な知識の定着のため、本学の教員及び外部業者による補講を学生の希望で追加した。

- **自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援**

個々の学生からの学習の相談においては、AAだけではなく、学生支援委員会の学年担当や国家試験受験支援担当者が対応している。その方法は、対面での対応だけではなく、従来から使用しているメールやポータルサイトに加え、Moodle等のICTを活用して学生に応じたサポートを行った。

- **オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）**

通信環境においては大学内のWi-Fi環境を強化した。

- **留学生等の多様な学生に対する修学支援**

多様な背景を持つ学生については、講義や演習での配慮に加え、国家試験受験手続き（要配慮）等のサポートを実施した。

- **障がいのある学生に対する修学支援**

アカデミック・アドバイザー（AA）サポートガイド内に「障がいのある学生に対するフローチャート」を掲載し、合理的配慮を必要とする学生の状態・特性に応じた支援を教職員が協働して実施した。今年度、新規申請者はいなかったが、昨年度から支援を行っている学生については、配慮事項に応じた対応を継続して全学的に実施したことで、学修を継続することができた。

- **正課外教育**

令和5年度版正課外活動プログラムを作成し、地域連携・教育センター及び国際看護実践研究センターとの連携や、宗像市が実施しているプログラムに学生の参加推奨、活動の協力をするにより正課外活動を推進した。正課外活動はポイント制にし、学生がポータルサイトで自己管理できるようガイダンスでの説明やボランティア活動に参加した学生へ入力推進に向けた働きかけを行った。本ポイントは、令和6年度より就職の学内推薦選考の際の参考資料として活用することとした。

- **成績不振の学生の状況把握と指導**

科目担当者から授業の欠席・遅刻が続いている等の連絡があった学生や成績不振学生に対し、学修状況を確認するために面談を行い、個々の学生の特性に応じた指導・支援を実施した。

- **留年者及び休学者の状況把握と対応**

AAが定期的に学生に連絡を取り、生活状況や学習状況の確認を行っている。復学前には履修に関する助言を行い、不安なく大学生活へ適応できるよう支援している。学籍異動に関わる状況がある場合には、教務委員会と学生支援委員会が連携して、履修指導を行っている。

- **退学希望者の状況把握と対応**

学籍異動に関わる状況であるため、教務委員会と学生支援委員会が連携して、状況確

認のための面談を行っている。退学を希望する場合は、保護者（保証人）も交えた面談を実施、双方の意向を確認している。面談により学修の継続が確認できた場合は引き続きAAが支援を行っている。

- 奨学金その他の経済的支援の整備
- 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

各種奨学金情報については随時ポータル配信し、適切に手続きを行った。また、本学給付型奨学金の選考を実施し採用者に奨学金を給付した。給付奨学金については制度の見直しを行い、次年度以降の運用に向けて規程を改定した。

経済的支援については事務局学務課が窓口となり、常時相談を受け付けている。

### 評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- 学生の相談に応じる体制の整備

相談体制として、AAの他にスクールカウンセラー（月2回予約制）に加え、24時間対応可能な外部業者による学生相談ダイヤルを活用できる体制を継続し、前期・後期ガイダンスにて各学年に相談窓口を紹介するとともに、ポータルサイトを活用して周知徹底している。

学生相談ダイヤルについては利用件数が少ないことから気軽に利用できるよう、業者による利用方法の周知を令和6年度ガイダンスで実施できるよう調整した。

- ハラスメント（アカデミック、セクシャル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメント防止委員会では、学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程及び日本赤十字九州国際看護大学ハラスメント防止規程に基づいてハラスメント防止のための諸規程を整備している。学生に対しては、ホームページや学生掲示板にハラスメント相談体制を掲示し、ハラスメントに関する苦情・相談に対応するため、相談員を配置し、学生からの苦情や相談の申し出を受け取る仕組みがあることを周知している。更に各期のガイダンスにおいて「ハラスメントのないキャンパスを」というリーフレットを配布し、ハラスメントについての説明を行っている。全教職員対象に、ハラスメントに関する研修を、オンデマンドで実施し確認テストを行った。

- 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

健康管理担当と保健室職員が連携しながら、学生の心身の健康や保健衛生への配慮を行った。保健室については、月間の利用状況の集計をもとに支援が必要な課題を分析しながら、健康管理を行った。

感染管理については、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」となったものの、病院実習等のカリキュラムがあるため、学生の制限等は緩和したが、引き続き動向は注視し、新型コロナウイルス感染対策本部は令和6年2月まで稼働させた。

健康管理については、定期健診・抗体価検査・各種ワクチン接種に関する対応を行った。健康診断の結果、再検査が必要な学生に対しては、保健室職員が中心となり、保健指導を行った。また、学生自身で自己管理ができるように「健康管理セルフチェックシート」及び「健康管理表」を活用した。各種ワクチンについても、接種が必要な学生に対して個別指導を行い、接種を推奨した。

学生生活の安全への配慮としては学生便覧に生活上の留意点を記載し、ガイダンス等で周知している。加えて学内に不審者が侵入した際の対応マニュアルや災害等緊急時の対応マニュアルを整備している。

また、コードブルーマニュアルを整備しており、教職員及び学生に対して一次救命処置研修を実施した。

#### 評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制の整備（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施

2年次科目の「キャリアデザインⅠ」から3年次正課外プログラムである就職活動支援講座、赤十字病院合同キャリア相談会と連動したキャリア支援プログラムを実施した。これらの運営には、委員会内のキャリア支援担当と学生支援係が連携を図りながら企画を運営評価した。また、就職活動支援としてAAや外部業者による面接対策、履歴書作成指導を実施した。赤十字病院合同キャリア相談会においてはウェブによる病院説明会を実施することにより、九州のみならず四国、関西、東海、関東地区の赤十字病院の参加が平易となり、18施設の赤十字病院が参加した。

#### 評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

サークル活動については、学務部長とサークル顧問教員、事務局で連携を図りながら自治会執行部のサポートを行なった。特に、災害看護を学ぶサークルが令和6年能登半島地震における義援金募金活動を実施した際には、その活動を支援するため、サークル顧問だけにとどまらず、全学的に対応した。

大学祭（遥碧祭）では、周辺企業との共催で実施しており、その連携についてサポートをした。特に本年度の大学祭においては、過去コロナ禍により実施できていなかった背景から、学生で構成される主催団体である大学祭実行委員会の引継ぎができておらず、学務部長を中心に学生と協議を繰り返し、無事開催することができ、かつ成功に至った。

サークル活動以外にも、宗像市のプログラムに参加した学生課外活動団体には教員が顧問として参加し、学生の課外活動においてきめ細やかな支援を行っている。

#### 評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生生活や自治会活動に関して学生の意見を拾い上げる仕組みづくりとして、学生自治会との意見交換会を設け、学生の意見の反映するようにしている。その他、学生ラウンジに意見箱を設置し、学生個人からの意見も受け付ける仕組みを作っている。内容については関係部署へ対応、回答を依頼するとともに、必要に応じて教授会、経営会議の承認を経て対応している。本年度は男子更衣室を増設し、また、令和6年度についても休日のサークル室の鍵の管理方法等、対応していく予定である。

## 【大学院】

### 評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

学生支援を担当する組織は、研究科教務委員会、各指導教員、学務課であり、学生支援に関するポリシーにもとづき支援した。

### 評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

修学支援として、まず、前期後期ガイダンスにて履修指導を行った。その後は、研究指導教員が随時行った。キャリア支援として、助産コースのM2学生に研究指導教員と学務課が関わり、全員の就職が決定した。経済的支援として、学務課より奨学金等の案内をしたところ、上田奨学金に2名の応募があり、応募学生への支給が決定した。

### 評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

生活支援として、学生支援ポリシーに基づき、心理カウンセラーの活用、ハラスメント相談窓口に関する周知を、前期ガイダンスで行った。学生間の交流を深めるために院生交流会も実施した。

### 評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

博士課程在学学生に対してのキャリア支援は、プレFD研修会を1回行った。将来の教授職を目指し、学識を享受するために必要な能力を培うための研修会である。スコーピングレビューを学ぶ研修会を実施し、グループディスカッションを導入した。参加した院生によるアンケート評価では達成度が高く好評であった。

### 評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生からの要望の対応として、前期終了時に、学習環境アンケートを実施し、学生から出た意見について対応を決定し、学生に周知した。また、コースモニタリングとリサーチワークモニタリングを前期と後期の2回行い、学生の意見をもとに改善に取り組んだ。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠資料に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

## 【学部】

### 評価の視点1：適切な根拠資料に基づく定期的な点検・評価

内部質保証推進要領に則り点検・評価を実施している。実施にあたり、学生生活調査の結果、AAアンケートの結果、学生自治会と大学との意見交換会を活用し、学生支援の適切性について点検・評価した。

### 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価結果を基に、ガイダンス等を通して学修、健康管理指導を行った。また、就職支援において、進路指導票の運用を見直し、AAの学生における就職活動状況の把握を徹底し、きめ細やかな支援を実施することとした。

学修・大学生活環境についても学生の意見を取り入れ、次年度以降に改善できるものについては検討のうえ、食堂の運営や課外活動スペースの整備など、計画的に進めていくこととした。

## 【大学院】

### 評価の視点1：適切な根拠資料に基づく定期的な点検・評価

修士課程では、前期に学修環境とリサーチワークに関するアンケート調査をウェブ上で

実施した。学修環境については大きな改善点の指摘はなかった。

博士課程では、前期に学修環境とリサーチワークに関するアンケート調査をウェブ上で実施した。学修環境については大きな改善点の指摘はなかった。博士課程では、修了生への追跡調査により、正課外として、多様な教員・学生がいるメリットを活かし、抄読会や審査前の意見交換会などがあるとよいのではないかとの意見があった。

### 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

アセスメントプランを元に、令和4年度カリキュラムの形成的評価と統括評価を行う準備に取り組んでいる。CNSコースは2027年3月で有効期限が切れるため、アセスメントプランに則り評価し得た結果を2024年6月までに完成させる準備をするとともに、カリキュラム改正の準備を進めていく。

### 長所・特色

学部では、点検・評価項目③において、従来より、学生支援ポリシーに基づき、きめ細かな支援を行うためにAA制度を導入し、今年度も支援を行った。本制度により、一人の学生を入学から卒業まで支援を継続することができ、より学生の個別課題に対応することができるとともに、学生にとってもAAが、充実した学生生活を送るための良きアドバイザーとなっている。異学年間の学生がゼミごとに活動することも可能であり、学生間交流の一助となっている。

大学院では、本学独自の上田奨学金制度を学生に広く周知し、奨学金利用者は博士課程と修士課程にそれぞれ1名ずついた。大学院生間や教員との交流を深めるために、院生交流会を毎年開催し、先輩と後輩との異学年交流会の場を開催し、研究論文作成のイメージを得るような機会を設けている。博士課程では、キャリア支援としてのプレFDを開催し、教授職としての学識を得るための機会を毎年開催している。

### (2) 問題点

特になし

### (3) 全体のまとめ

本学は学生支援に関する全学的な方針を定め、学生便覧、ホームページに継続的に掲載し公表するとともに、学生を多面的に支援している。学部では学生支援委員会、大学院では研究科教務委員会で学生支援ポリシーの点検・評価と支援内容の適切性の評価を行っている。

## 第8章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的・各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

キャンパス全体の施設・設備・環境整備とその管理・運用については、「日本赤十字九州国際看護大学施設設備整備基本計画」、教育研究等環境の整備については、「教育研究等環境の整備に関する方針」、さらに学生や教員の研究活動については、「研究推進基本方針」を定めている。また、COVID-19 パンデミックへの対応からICT化の推進が求められ、令和3年4月に「デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の推進計画」を策定した。

各方針はホームページで公表している。また、教職員ハンドブックに掲載し、教授会、教職員会議等において周知している。

以上より、本学において、教育研究活動に関する環境や条件を整備するための方針を適切に明示していると判断できる。（根拠資料：教職員ハンドブック、ホームページ）

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設・設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティ
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

評価の視点1：施設・設備等の整備及び管理

校地面積については 54,841 m<sup>2</sup>を確保しており、大学設置基準を十分に満たしている。校舎面積についても 11,047 m<sup>2</sup>を確保しており、大学設置基準上必要な面積と比較しても十分な校地・校舎を整備している（根拠資料：大学基礎データ表1）。

空調設備及び屋上・外壁等の老朽化に伴い、令和5年度に空調設備等改修工事基本計画を策定した。令和5年度は全体スケジュールを策定し、令和6年度より工事が開始となる（根拠資料：令和6年2月14日第13回教授会資料）。

○ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品の整備

Society5.0時代を見据えたDX推進計画に基づき「ICT利活用環境推進整備」を進めている。令和5年度は「学内ネットワーク基盤の拡張・強化」として、「学内通信の高

速大容量化に対応する学内基幹 LAN の敷設工事」と「学生用スマートデバイスに対応した学内高速無線 LAN の再整備工事」を行った。

令和 4 年度に導入した高機能シミュレーターは web カルテと連動させる教材として、演習・実習で活用している。また、MR ゴーグルを使用した教材として、人体を 3D 画像で視聴できるようにし、授業やオープンキャンパス等で利活用している。

### ○施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

教育・研究環境は、教育研究等環境整備に関する方針にもとづき計画的に整備し、自己点検・評価を実施している。

大学全体の施設・設備等の維持管理については、主として財務課が担当し、学内の警備業務、清掃業務、設備等保守管理業務、情報通信システム保守管理業務、緑地管理業務等は外部委託によって安全管理に努めている。令和 6 年度より空調及び屋上・外壁の改修工事が始まり、令和 7 年度に終了予定である。

教育研究等環境の安全性・衛生については、毎月 1 回安全衛生委員会が施設巡視を行い、破損や危険箇所、衛生状態の確認を行い、必要時修理、補修、改善を行っている（根拠資料：令和 5 年度 安全衛生委員会第 1～12 回会議録）。

各棟に多目的トイレを配置し、また、段差が生じている場合は修理を行い、バリアフリーへの対応や快適に利用できる環境を整備している。特に、臨地実習を想定した設備備品は、看護領域（基礎、成人、老年、母性・小児、助産）の特性を考慮しながら実習室の点検・整備を定期的実施し、十分な数を確保し使用できる状態を維持している。

新型コロナウイルス感染症への対策として設置していた手指消毒用の消毒液、クリーニングシート、アクリル板は令和 6 年度 3 月をもって撤去することが決まった。

### ○バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリーへの対応については、本学の主要校舎 3 棟の各校舎の 1 階には多目的トイレ、建物の中央にエレベーターが設置されている。各校舎は廊下でつながっている。また、廊下や空間は十分なスペースがあり車椅子等での通行にも問題はない。また、随所にテーブルや椅子などを配置し、本学を利用する人すべてに支障がなく快適に過ごせるように整備している。

### ○学生の自主的な学習を促進するための環境整備

令和 5 年度は前後期とも対面授業を実施した。グループワークをする機会も増えたため、学務課と協力しながら学生が使用できる教室の確保に努めた。ラーニングコモンズは 1 テーブル 1 学生の配置を継続した。学生自治会との意見交換会及び大学院生のアンケート結果から図書館の開館時間の延長及び土曜日の開館について意見が出され、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針」に鑑み、図書館運営委員会、経営会議において検討し、令和 5 年 10 月より通常開館になった（平日：8：45～20：00、土：8：45～18：00、日・祝：休館）。

以上のことから教育研究等環境として適切であると判断できる。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。  
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書館の蔵書数は、令和6年3月31日現在、48,646冊（和書41,627冊、洋書6,865冊、電子和書154冊）である。購読雑誌数は和雑誌2,203タイトル、洋雑誌1,743タイトルの合計4,046タイトル、うち電子ジャーナル3,303タイトルであり、看護系大学・大学院として通常備えるべき書籍・文献数を超えて、学生・大学院生・教職員の声を反映させながら、多様な分野の教育研究にも支障のないよう定期的に整備を行っている。赤十字・国際を標榜する大学の図書館として、赤十字に関する図書を遺漏なく収集するとともに、本学図書館の特別コレクションとして災害看護・人道科学関連の図書購入費の特別枠を設置して整備している（根拠資料：8-③-1 令和5年度図書館基礎データ）。

また、平成28年度末から「大学古本募金」事業に参加し、得られた募金を、学生からのリクエスト等、学修に必要な図書の購入に充てている。令和5年度は、初の試みとして、8月に学生が書店で直接本を選ぶ「学生選書ツアー」を実施し、参加した学生から好評を得た（根拠資料：8-③-2 キャンパス日記「【古本募金】本学初の学生選書ツアーを実施しました」）。

さらに、図書を活用した学生の読書活動を促進するために、図書館運営委員会では、毎年、知的書評合戦「ビブリオバトル」を開催している。令和5年度は3年ぶりに対面で開催し、10名の学生が発表者として参加した。チャンプ本を獲得した1名は、九州ブロック地区決戦へ出場した（根拠資料：8-③-3 キャンパス日記「ビブリオバトル」を開催した）。ビブリオバトルで学生から紹介された図書や、教職員の勧める図書のコメントを記載した冊子を写真やイラスト付きで作成し、新入生へは電子教科書アプリ「EDX UniText」にて配布し、本学ホームページの図書館サイトにも掲載している。

その他、図書館ホームページには学生、教職員が、お勧めの本をリレー形式で紹介していく「本でクロス！もっとクロス！」コーナーも設けており、勧められた本を通して新たな興味や関心を広げる機会をつくる等、読書活動を促進している（根拠資料：8-③-4 本学ホームページ「おすすめ図書」）。

- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所の提供するILLサービスを利用し、学外から文献複写の取り寄せ、図書の相互貸借も実施している。また、教員の研究成果は、オープンアクセスリポジトリ推進協

会が提供するサービス JAIRO Cloud を利用して構築した本学学術機関リポジトリにて積極的に公開するよう促している（根拠資料：8-③-5 本学リポジトリ運用指針）。

令和4年9月に図書館運営委員会、FD/SD委員会、研究倫理委員会合同でオープンアクセスに関する方針を作成し、本学の研究推進基本方針に基づき研究成果を学内外に広く発信・公表し、保健医療・福祉、看護の発展に貢献することを目的として運用している（根拠資料8-③-6 日本赤十字九州国際看護大学 オープンアクセス方針 実施要領）。

他図書館とのネットワークの整備として、宗像市図書館と相互貸借を実施している。また、知的書評合戦「ビブリオバトル」では、地域の他図書館の司書に案内し参加した（根拠資料：8-③-6 キャンパス日記「ビブリオバトル」）。

#### ・学術情報へのアクセスに関する対応

学術情報提供サービスについては、カウンターでの貸出等とは別に、ホームページ上のメニューにより、学内外からオンラインで所蔵資料の検索や予約ができるように対応している。また、医学中央雑誌ウェブ、CINAHL、メディカルオンライン等の看護・医学情報のデータベースや、新聞データベースのヨミダス歴史館、文献情報管理ツールのRefWorksを導入し、学外からも利用できるよう設定して利用者、特に働きながら通学する大学院生へも便宜を図っている（根拠資料：8-③-1 令和5年度図書館基礎データ）。令和2年度から導入したオンライン授業や自宅での学修に有用な看護技術の学習用データベース「eナーストレーナー」を継続して活用するよう、学生支援委員会と連携してサポートしている。その他、学外からアクセス可能な電子書籍を積極的に購入し、利用者の学術情報へのアクセスに配慮している。

#### ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

図書館内の閲覧席は109席を設けているが、全て個人用の閲覧席であるため、グループ学習は別棟にあるラーニングcommonsでの利用を促している。館内案内、資料の検索方法等の動画を作成し、利用者が常時閲覧できるよう公開している（根拠資料：8-③-7 本学ホームページ「図書館WEBガイダンス」）。2022年図書館アンケート結果により把握した利用者の要望により、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための行動指針に基づく図書館対応マニュアルを変更し、第1、第3土曜12:30～16:00開館の追加を検討し、6月から実施した。また、短縮開館としていた開館時間を、10月から通常開館とした（根拠資料：8-③-8（確定版）第9回 経営会議議事要旨（R5.8.24））。

また、図書館の利用環境及びサービスを向上させるため、令和5年後期（2023年11月13日から12月18日実施）に図書館の利用についての状況と意見を尋ねるアンケート調査を学部生、大学院生、教職員へ実施し、193名（35.7%）の回答があり、特に開館時間の満足度が高まったことを確認した（根拠資料：8-③-9 図書館利用アンケート結果）。

更に、本学災害マニュアル（令和5年4月版）が制定されたことを受け、図書館の非常時に必要な対応事項を検討し「図書館職員不在時の非常時対応マニュアル」を整備した（根拠資料：8-③-10 図書館職員不在時の非常時対応マニュアル）。

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配

## 置

図書館において、利用が集中する平日昼間の時間帯には、専門的な相談や質問に確実に対応できるよう、司書の資格を有する専任の職員2～3名を配置している。また、図書のサービスを学生が効率的に活用できるよう、教員と司書が連携して指導を行っている。初年次教育の充実を目的とした「情報機器の操作」科目では、情報の収集や利用方法に関する基礎的スキルを習得できるよう、「図書館情報検索」及び「情報リテラシー」や「メディアリテラシー」の時間を設けている。更に、司書は学生が課題に沿った情報検索及び収集を行うことができるよう、図書や雑誌の違いなどの基本的な内容とともに演習形式で検索方法を指導している。学部3年次の「看護研究方法」の課外授業として、医学中央雑誌ウェブ、CINAHL等、4つのデータベースの検索ガイダンスを実施している。研究科修士課程の学生には「文献クリティーク演習 英文文献の検索」の授業にて英文文献の検索ガイダンスを実施している。

上記支援の他、4年生及び大学院生へは、個々人の卒業研究、修士・博士論文のテーマに応じた文献検索支援（オーダーメイドガイダンス）を実施しているが、これらについては、対面、又はメールのいずれかを、利用者の希望に沿って対応している。教員へもニーズに応じて、研究に必要な資料の検索支援を行っている。

**点検・評価項目④：教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。**

### 評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

教育・研究環境は、教育研究等環境整備に関する方針にもとづき計画的に整備している。特に臨地実習を想定した設備備品は、看護領域（基礎、成人、老年、母性・小児、助産）の特性を考慮しながら実習室の点検・整備を定期的に行い、十分な数を確保し使用できる状態を維持している。今後に向けて、CALL 教室をシミュレーション教育に活用できるよう検討を始めた。

令和4年度入学生より電子テキストを導入し、時間や場所を問わず学習できる環境を整備してきた。また、演習においては、高機能シミュレーターとwebカルテを連動させた教材を活用し、より臨床現場に近い状況を再現し、教育を行っている。また、Zoomを活用し大学と国内外の講師をつないだ授業、セミナー、研修を実施している。

本学は令和5年度についても私立大学等改革総合支援事業タイプ1「『Society5.0』実現等に向けた特色ある教育の展開」に選定された。情報処理室、CALL 教室、ラーニングコモンズ、図書館のパソコンをはじめ、施設設備を学生が有効に活用できるよう整備している。

令和3年度から導入したLMS (Learning Management System) のMoodleを活用して3年が経過し、フォルダーの整備が必要になり、ICT推進会議を中心に階層化が進められている。

教育環境の質向上の一環として、学部生ではステューデント・アシスタント (SA)、大学院生にはティーチング・アシスタント (TA) を任用する制度がある。TAについては、学部生対象の演習や講義の援助を担当してもらうなど、教育の一翼を担う機会を提供している。学部生については、SAに関する規程に基づき、学期はじめにSA任用を希望する科目を募るとともに学生を募集し、応募学生には事前研修を実施し、科目担当教員の指導のもと、受講学生のサポートを行う。令和5年度は、3年次生の「クリティカルケアⅡ」の演習において本制度を活用した。SAを経験した学生はファシリテートすることの意味や意義、学習の再確認の機会となったこと、受講した学生からは上級生からの的確なアドバイスや学生目線で支援をしてもらえた等、双方において学習効果をもたらしている。TAは、研究科の学生の背景が影響しており2018年度以降の実績はないが、学生の状況を踏まえて教育の機会を提供したいと考えている。

教員の研究環境については、「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」により、各自が研究日を設け、研究時間を確保できるようにした(根拠資料:令和5年度教員の研究日新設に関する申し合わせ事項)。教員の研究費及び研究活動旅費については、職位に応じて個人研究費と学内措置として研究資金及び学会活動参加資金(発表のための出張旅費(国外を含む))を支給する奨励研究制度がある(根拠資料:8-④-1 本学奨励研究費等取り扱い内規)。令和5年度は、3件の応募があった。また、研究成果公表の機会を確保するため、「日本赤十字九州国際看護大学紀要」を毎年発行している(根拠資料:日本赤十字九州国際看護大学紀要)。教員の教育研修・研究期間制度については、令和5年度は応募が1件あったが、諸事情により取り下げとなった。令和6年度については、1件の申請があった。

#### 点検・評価項目⑤: 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ適切に対応している。

##### 評価の視点1: 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等)
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みについては、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、研究者にコンプライアンス教育及びe-ラーニング受講を義務付けるなど、関連規程等を整備し、研究不正行為防止の推進に努めている。公的研究費の不正使用防止に関しては、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)」に基づき、研究費の管理・監視体制を整備・充実させるとともに必要な体制と規程等を整備し、ホームページにて周知している。なお、本学の不正防止体制は、法人本部の監査を受ける等、研究不正防止に関わる本学の公正性、透明性、客観性を確保している。

規程の整備については、研究活動の不正防止に関して、研究不正防止推進体制を整備し、学長のもとに学部長をコンプライアンス推進者とした体制とし、研究活動について教

職員の意識向上と具体的体制を講じている。不正に関する相談窓口は、学内では総務課、研究倫理委員会が、学外では第三者機関として法律事務所が行っている。不正防止対策として公的研究費の不正使用防止に向け、責任体制を整備し（根拠資料：8-⑤-2 研究費等の不正防止に関する責任体制フローチャート）、不正防止及び公的研究費の適正運営及び管理に関する規程（根拠資料：8-⑤-1 公的研究費等運営・管理規程）を定めている。公的研究費の監査については、これまで、年度末に通常監査を実施していたが、リスクアプローチ監査を効果的に実施するために、前年度を対象に4月実施に変更し、教職員会議で周知を行った。今年度の不正に関する通報件数は0件であった。今後も引き続き、不正防止計画やその管理体制の定期的な点検評価、見直しを行っていく。

研究倫理教育については、コンプライアンス教育と研究倫理教育を定期的に行っている。今年度も不正防止に力点を置く観点から、「研究倫理・コンプライアンス研修」（年1回）をオンデマンドにて実施した。オンデマンド動画の活用により、受講しやすくなり、また複数回の受講も可能となった。教職員及び大学院生の受講率は100%（根拠資料：8-⑤-3 コンプライアンス・研究倫理研修 受講率【最終版】）であり、受講後にはテストにて理解度の確認と誓約書を提出することとしている。学部生については、本年度から、人を対象とする研究を行う場合には受講を必須とし、受講確認は「卒業研究」の担当教員が行うこととした。人を対象とする研究を行わない学部生については、受講を任意とし、3年生及び4年生に受講案内を行い、年度末まで視聴可能とした。これに加え、教員及び大学院生には、科学の発展に伴うグローバルな研究倫理を啓発し研究活動を支援する目的で、研究倫理教育プログラムである APRIN e-ラーニングの受講を義務付けている。APRIN e-ラーニングの受講頻度については、教員及び博士課程学生は2年毎、修士課程学生は1年次に1回受講することとしている。受講結果については、受講管理・促進スケジュールに基づき、研究倫理委員会委員長と事務担当者で把握し、未受講者には受講を促すとともに、受講状況を9月（根拠資料：8-⑤-4（9月）APRIN 受講状況一覧 教員・大学院）と3月（根拠資料：8-⑤-5（3月）APRIN 受講率 教員・大学院）の研究倫理委員会において報告し、受講促進を図ることとしている。令和5年度の教員の受講率は100%であった。大学院生の受講率は、修士課程学生96.0%、博士課程学生100%であり、大学院生の成績管理者である研究科長に報告し、受講促進を行う体制としている。次年度からは確実な受講を促すために、2月末までに受講を完了する体制にすることを研究科教務委員会修士部門及び博士部門において決定し、学生便覧やホームページを通じ周知を行うこととした（根拠資料：8-⑤-6：第7回研究科教務委員会博士課程議事録）、（根拠資料：8-⑤-7 第10回研究科教務委員会修士部門議事録）。

研究の実施にあたり、教員並びに大学院生には、研究倫理審査委員会に申請することを定めている。学部生においては、学外の対象への調査、外部への公表予定、指導教員が倫理的判断に懸念がある場合に、倫理審査を受審することを定め、教員及び学生に周知した（根拠資料：8-⑤-8 ホームページ研究倫理審査）。

研究倫理に関する学内審査機関の整備については、学内審査機関として、研究倫理審査委員会が倫理審査を行っている。審査は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する指針」に則り、本学の「研究倫理審査委員会規程」を定めており、外部委員2名を含む公正な委員会の構成で行い、また国の研究倫理審査委員会報告システムで公開している

(厚生労働省ウェブ)。審査の運営は、「研究倫理審査委員会運営要領」に則り、研究対象者等の人権を尊重する観点及び研究の科学的合理性の観点から中立した立場で公平な倫理審査を行っている。本要領及び申請書類やチェックリストについては、適宜、見直しを行っており、令和5年度は申請書類の記載例の一部変更、及び倫理審査証明書の英語版について新たに作成した(根拠資料:8-⑤-9 様式3・4 倫理審査証明書(和文・英文)・請求書)。また、次年度から申請書類のペーパーレス化を進めるため検討を行い(根拠資料:8-⑤-10:第11回研究倫理審査委員会議事録)、「研究倫理審査の申請にあたって」(ホームページ)等の変更を行った(根拠資料:8-⑤-11 研究倫理審査の申請にあたって(修正点、最終版、記入例))。変更内容については教職員及び大学院生に周知するとともに、3月末までにホームページに掲載する。更に今年度より「日本赤十字九州国際看護大学における研究データ保存等に関する内規」及び「日本赤十字九州国際看護大学研究データの保存・管理・破棄に関する手順書」が運用開始となっているため、実施状況をモニタリングし、適切な運用となるように確認していく。

倫理審査の受審件数については、令和5年度の新規申請は27件であり、審査過程を経て承認となったのは24件であった。現在、審査継続中の案件はあるが、不承認はなかった。卒業研究における倫理的配慮確認届の提出は13件であった。申請者への結果通知、承認手続き、承認後のテーマ公開等が適切に行われているかの進捗管理を徹底していることで、審査の遅滞による研究着手への遅れを回避でき、早期の結果送付につながっている。

倫理審査を行う審査員には研修の機会を設けており、今年度は委員2名が「治験・倫理審査委員会委員研修」(厚生労働省臨床研究総合促進事業)、委員1名が「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に関する説明会(文部科学省主催)に参加し、その概要を委員会において共有することで、審査員の能力向上に努めている。

**点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠(資料・情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点1：適切な根拠(資料・情報)に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については、年間を通して、経営会議、図書館運営委員会、研究倫理委員会が確認するとともに、自己点検・評価委員会で確認している(根拠資料:令和5年度\_研究倫理審査委員会最終評価、令和5年度\_図書館運営委員会最終評価、日本赤十字九州国際看護大学ホームページ(点検・評価)【ウェブ】)。自己点検・評価結果から明らかとなった課題に対して、関連する委員会を中心に、ICT利活用環境の整備(ICT推進会議)、教員の研究日の設定と確認(FD/SD委員会)等、教育・研究環境を整備してきた。

教育研究等環境の安全性・衛生については毎月1回安全衛生委員が点検・評価を行い、改善が行われるまで取り組んでいる。具体的には施設の修繕、改善が必要な個所の根拠写真を撮り委員会に報告したのち、改善計画について確認し、副委員長である事務局長から関連部署に改善の指示を出している。改善の進捗状況については翌月の委員会で副委員長から報告を受け確認している。昨年度の点検で明らかになったレストランアスティの床の破損、実習棟1階の床の劣化、実習棟入口壁面壁の破損等については、空調整備等改修工事とともに着手する予定である（根拠資料：日本赤十字九州国際看護大学空調設備等改修工事資料）。

学内基幹ネットワークの安定・強化については、学内高速無線LANの再整備工事を行った。講義室や実習室に導入したウェブ会議システムに対応した設備、機器類についてはFD/SD研修会を開催し、活用方法等について周知し利活用している。

外部評価として令和5年10月に外部委員6名からなる大学運営審議会において学外からの評価を受け、今後の大学の方向性について意見交換を行った(令和5年度大学運営審議会議事録)。

研究時間の確保や研究専念期間を保障するために創設した「日本赤十字九州国際看護大学教員の教育研修・研究期間制度」について、令和5年度の利用はなかったが、令和6年度の利用について1名の申請があり承認された。令和4年度に「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」が承認され、FD/SD委員会より教員の研究日の取得に関する案内及び確認が行われており、教員の研究時間の確保、研究専念期間の保障等は改善されつつある。

## (2) 長所・特色

令和3年4月に策定したDX推進計画に沿って、令和5年度は、ネットワーク環境の安定と強化のために学内高速無線LANの再整備工事を行った。教材については、令和3年度に購入した高性能シミュレーターとwebカルテや映像機器とを連動させた演習や学内実習、「eナーストレーナー」の利活用、MRゴーグルを使用した人体の理解等、DX計画に沿った教育研究環境整備を促進している。

また、令和4年度学部入学生より導入した電子テキスト、LMSのMoodleの利用により、授業資料や課題のペーパーレス化を推進することができた。

図書や教育ソフト等の購入においても学外からアクセス可能な電子媒体資料を優先的に購入し、自宅や実習先を含めた学内外での教育・研究環境を整備していると評価できる。

教員の研究環境については、「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」を作成し、研究日を取得している。また、「日本赤十字九州国際看護大学教員の教育研修・研究期間制度」への申請が1名あり、令和6年度に利用予定である。

## (3) 問題点

全教員の研究時間の確保等の研究環境の整備については、点検評価項目④にて記述したように令和4年度に創設した「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」により、取得する教員が増えつつあるが、研究環境整備については、継続して取り組む。

#### (4) 全体のまとめ

大学全体の施設・設備・環境整備とその管理・運用については、「日本赤十字九州国際看護大学施設設備整備基本計画」、教育研究等環境の整備については、「教育研究等環境の整備に関する方針」に明示し、令和3年4月に策定したDX推進計画に沿って大学全体のICT化を推進している。各方針は教職員ハンドブックやホームページ等で学内外に公表している。

校地面積、校舎面積は、大学設置基準を十分に満たしている。大学全体の施設・設備等の維持管理については、主として財務課が担当し、学内の警備業務、清掃業務、設備等保守管理業務、情報通信システム保守管理業務、緑地管理業務等は外部委託によって安全管理に努めている。施設・設備については既存施設の修繕や改修計画、情報環境の整備・拡充、キャンパス・アメニティ計画に基づき整備をすすめている。本学は開学から20年を超えており、経年劣化による修繕を逐次行っている。令和5年度には空調設備等の回収に関する工事について検討し、令和6年度より着工する予定である。

教育研究等環境の適切性については、年間を通して、経営会議、図書館運営委員会、研究倫理委員会、安全衛生委員が確認するとともに、自己点検・評価委員会で確認している。

教職員及び学生の情報倫理に関する取り組みは、図書館が中心となり実施している。教職員向けの内容は、オンライン教材作成時の著作権に関する情報や資料の提供、著作物利用申請手続き等である。図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整備し、図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者として司書の配置を行い、適切に機能させている。

大学としての研究に対する基本的な考え方は、「研究推進基本方針」に明示している。そのうえで、奨励研究費・指定研究費・発表者研究費を助成し、研究費の適切な支給を行い、外部資金獲得のための支援、研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障、ティーチング・アシスタント等の教育研究活動を支援する体制を整備することで、教員の教育研究活動を促進している。

また、研究倫理を遵守するために必要な措置を講じ、規程の整備、適正な研究倫理審査の実施、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施、研究倫理に関する学内審査機関の整備をすることで、適切に対応している。

教員の研究環境については、これまでの検討を踏まえ、「教員の研究日新設に関する申し合わせ事項」を作成し、今年度より教員が研究日を取得できるようにした。研究環境の整備については、継続して取り組む。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針について適切な明示

大学の理念・目的は、「建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳、及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」である。また日赤学園第三次中期計画で掲げる項目の1つに「地域社会との連携・社会貢献」があり、これらをふまえて、令和元年度に「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、学内には教職員会議での周知やハンドブックへの掲載、学外にはホームページの掲載により広く周知している。

(根拠資料 2-3, P76, 9-1【ウェブ】)

方針Ⅰ：生涯学習等を通じて、地域の教育及び文化の向上・発展など、地域社会の発展に貢献する。

方針Ⅱ：自治体や産業界と連携し、本学とこれらの機関が有する資源の共有を図り、地域社会・国際社会の発展に貢献する。

方針Ⅲ：地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会や委員会等の参画により本学の研究成果を還元し、地域の活性化を推進する。

以上、本学の「社会連携・社会貢献の方針」は、大学の目的や地域社会からのニーズをふまえ、大学として行う社会連携・社会貢献の内容等を明確に、学内外に公表していることから、適切に定め、公表できていると判断できる。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

本学は、宗像市と平成13年に「宗像市と日本赤十字九州国際看護大学との連携協力に関する協定」(根拠資料 9-2)、平成25年には「災害時における支援協力に関する協定」(根拠資料 9-3)、平成24年に西日本新聞社と「株式会社西日本新聞社と日本赤十字九州国際看護大学との包括的連携協定に関する協定」(根拠資料 9-4)を結び、九州の教育及び地域社会の充実・発展のために調査や研究等の活動を行うこととしている。また、赤十字の「人道」を理念とする本学は、社会連携・社会貢献に係る取り組みを、理念・目的の具現化を図る重要な施策と位置づけ、社会の要請を的確に捉え求めに応じることができるよう努めている。社会連携・社会貢献を進めるために、大学附属組織として「地域連携・教育センター」及び「国際看護実践研究センター」の2つのセンターを設置し、企画・実施・評価・改善を行っている。教育に関する事項は教授会で報告・審議を行うことになっ

た。センター長は、経営会議構成員であり、各センターが企画する事業についてはセンター長を通じて必要に応じて教授会と経営会議に附議・報告をする。学長の方針が、各センターの取り組みに迅速かつ適切に反映される仕組みとなっている。

### 評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

教育研究成果の公表の場として本学の教員が講師を務め、生涯学習として地域ニーズに合致した内容、地域の専門職者及び地域住民を対象とした講座を年度毎に計画し、開講している。

開学当初から地域に開かれた大学として施設地域開放規程を設け（根拠資料 9-5）、図書館、レストラン・運動場・テニスコートなどの施設を地域住民に貸し出し、地域活動を支援している。

宗像市との連携では、「むなかた大学のまち協議会」において、大学等がもつ機能と情報を広く地域社会へ開放し、地域と大学等が一体となった魅力ある「大学のまち」を創造するために、まちの課題解決プロジェクト、むなかた子ども大学、子ども大学の日、等の事業に参加している。令和5年度はまちの課題解決プロジェクトに2つの学生グループ（離島での地域住民に対する減災・防災教育、認知症があっても住みやすい宗像のまちづくり）に取り組んだ。また、災害時における支援協力として、災害発生あるいは恐れがある場合において、市民等（市民、在学者、在勤者及び市内訪問者時）の安全確保を図るため大学施設の一部を提供するとともに、被災者の支援するために教職員を避難所へ派遣したり、学生ボランティアの派遣等を行うこととしている。その一環として令和5年度は宗像市総合防災訓練及び社会福祉協議会主催の災害ボランティアセンター立上げ研修に、教員と学生が参加した。

宗像市との共同研究として「宗像市未来創造プロジェクト」に応募した。令和4年度には宗像市とともに非被災地の地域住民の防災・減災に対する意識調査を実施し、調査結果を学会で発表した。令和5年度には地域住民を対象にした「減災・防災の教育・研修教材の開発」を行った。令和6年度は開発した教材を用いた「地域住民対象の減災・防災の教育」を実施する予定である。

赤十字活動への理解と参加については、福岡県日赤紺受会式典（赤十字事業へ支援いただいた方の顕彰）への学生ボランティアの参加、学生奉仕団による献血推進運動、災害時の募金活動、日本赤十字社が主催する災害研修や学会への教員の派遣、日本赤十字社福岡県支部及び福岡赤十字病院と連携し、救護員のための災害看護研修への参加、「大学教育再生加速プログラム（AP）」で開発した看護職キャリアパス基礎スケール及び「ディプロマサプリメント（学位証明書補助資料：DS）」の利用促進のための医療施設との合同研修会や課題解決に向けた取り組み等がある。

以上のことから、地域及び赤十字関連施設との連携、教育研究活動の推進はできていると考える。

### 評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

地域交流としては、近隣自治体のコミュニティ運営協議会、住民自治会等が主催するイベント等に学生や教員がボランティアとして参加し、地域との交流を深めている。

国際交流については、学生が主体となり企画するカフェ・ミーティング、国際フォーラムにおいて、国内外で活躍する講師を招聘し研修会を行っている。また、看護実践・看護学研究成果を国際社会に還元するための取り組みとして、JICA研修事業を継続して実施している。

本学は海外の5つの大学（①ラ・ソース大学：スイス、②インドネシア国立アイルランガ大学：インドネシア共和国、③ナムディン看護大学：ベトナム社会主義共和国、④タイ赤十字看護大学：タイ王国、⑤イリノイ大学：米国）と国際交流協定を締結している。コロナ禍で停滞していた国際交流事業は、令和5年度より学生や教員の招聘及び派遣が可能になった。招聘ではインドネシア国立アイルランガ大学から学生と教員が、派遣では、ベトナムのナムディン看護大学及びタイ赤十字看護大学へ学生と教員、スイスのラ・ソース大学へ学生の短期留学を行った。

新型コロナウイルス感染症による行動制限はなくなり、今後国際交流や短期留学の機会は増える。しかし日本の経済状況(円安)に関連し渡航費用が高く、海外研修を断念する学生もいる。費用の助成や国内における国際交流の機会の創出を検討する必要がある。

本学は開学当初から独立行政法人国際協力機構（JICA）「地域保健向上のための保健人材育成」事業を継続的に実施している。令和5年度は3年ぶりに対面研修となり、12カ国13名の研修員を受け入れた。各研修への教員・学生の参加、ジョブレポートやアクションプランの発表会への教員の参加等、各領域の本学教授・准教授が中心となり、多くの教職員がこのJICAの国際交流事情に参加する体制をとり大学全体で本事業を実施した。対面でのJICA研修は、研修員、本学教員、JICA関係者からも高評であった。

**点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

**評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価**

**評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

**評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価**

各センターは、規程に基づきセンター会議を開催し、前年度の評価を踏まえ活動計画を立案し、実施している。実施後は評価を行い、課題や改善点を明確にし、センター会議で共有し、次年度につなげている。各事業の活動計画及び実施結果については、経営会議、教授会、教職員会議で報告している。

**評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上**

各センターは活動について自己点検・評価するとともに、自己点検・評価委員会で適切性を確認している。

地域連携・教育センターでは、活動計画に基づき地域社会との連携強化に向けた活動を実施した。令和3年度より地域住民への学習の場の提供として「クロスカレッジ公開講座」を開催している。各講座終了後のアンケート結果から講座の内容・運営に関する評価、本学に期待する地域住民の学習ニーズを把握している。令和5年度は、令和4年度から継続している「地域住民とともに考える防災・減災」を3回開講した。また地域住民から健康に関する

講座の希望があり、「かがやけシニア！シニア世代の健康づくりをサポート」というテーマで3回開催した。これらの公開講座は、教員の教育研究活動を還元する場でもあり、延べ7名の教員を講師として参加した。また宗像市との連携による「むなかた子ども大学(小学生対象)」では、年度初めには宗像市の担当職員とセンターの担当職員間で、前年度の参加者や主催者等からの評価を含め、当該年度の企画について協議した。宗像市からの要望により、時間、対象学年、人数を調整し開催している。終了後は宗像市とともに企画の評価や課題について検討している。令和6年度は、「地域住民への防災・減災」に関する講座の回数を減らし、「かがやけシニア！シニア世代の健康づくりのサポート」の回数を増やすことになった。

国際看護実践研究センターにおいても年間計画に基づき、活動を実施・評価している。国際フォーラムでは、「人道危機にある人々について考える」企画を令和3年度及び令和4年度に行い、国際赤十字・赤新月社連盟の中東代表者と赤十字国際委員会駐日代表から講師を招聘した。令和5年度は国内の人道危機である自然災害の救護活動をテーマに開催した。カフェ・ミーティングは学生の主体的な参加を促し自校教育につながるような内容になるよう企画している。

以上のことから、本学では、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

## (2) 長所・特色

- ・大学の理念・目的である「赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため」、「国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与すること」の実現に向けた組みを行っている。
- ・社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域連携・教育センター及び国際看護実践研究センターは、公開講座、フォーラムや研修会等を企画、実施し、教育研究成果を適切に社会に還元している。
- ・JICA 委託事業においては、令和5年度より対面での実施を再開し、全学で協力する体制を整備した。
- ・赤十字看護大学として、ウクライナやガザ地区の人道危機や国内の災害等に関するイベント等の企画・実施するとともに、ホームページやInstagram等を活用し、社会に向けて情報を発信している。

## (3) 問題点

特になし

## (4) 全体のまとめ

「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、学外組織である産(近隣の医療福祉施設・赤十字医療施設、JICA)・学(福岡教育大学や近隣の高等学校等)・官(宗像市、福岡県)等と連携している。社会連携・社会貢献を推進するために、大学附属組織として「地域連携・教育センター」及び「国際看護実践研究センター」の2つのセンターを設置し、様々な活動を企画・実施し、評価・改善を行った。

地域連携・教育センターでは、地域住民に対する公開講座を複数回開催し、赤十字の

看護大学として、地域社会に貢献することができた。

国際看護実践研究センターでは、国際組織・機関（国際赤十字、JICA等）との連携・協力、国際フォーラム、カフェ・ミーティング等の開催、赤十字教育・国際看護及び災害看護に関する教育・研究の推進・拡充に関する取り組みを実施・評価し、自己点検・評価委員会で適切性を確認したうえで、その結果を経営会議で審議・決定してきた。

以上より、本学は方針に基づき、社会連携・社会貢献に積極的に取り組み、教育研究成果を適切に社会に還元していると考えている。

## 第10章 管理運営・財務

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対して大学運営に関する方針の周知

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

本学では、建学の精神である赤十字の理想とする人道の理念に基づき、近年の文部科学省の教育行政施策及び第二次中期計画の達成状況等を踏まえ、令和元年度からの5か年計画として次の5項目「1. 質の高い教育実践」「2. 情報通信技術（ICT）を活用した教育実践」「3. 学園大学間での連携を活かした大学運営」「4. 地域社会との連携、社会貢献」「5. 健全な経営基盤に立つ成長する大学」を目標に掲げた第三次中期計画を策定し、ホームページで学内外へ公表している。

評価の視点2：学内構成員に対して大学運営に関する方針の周知

大学の運営に関する方針は第三次中期計画に基づき、令和元年度に「大学運営・財務に関する方針」を策定し、教職員ハンドブックにて明示している。

なお、大学運営に関する各種方針及び重要事項、学長の方針について、毎年度、教職員会議で周知を行っている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

○適切な大学運営のための組織の整備

適切な大学運営のための組織及び権限については、学校法人日本赤十字学園看護大学規程（以下、「大学規程」という。）第3章に職員の配置、職員の任免、学長等の職務の職員に関すること、第4章に経営会議、教授会、学則、組織分掌等の運営に関することが定められている。また、学校法人日本赤十字学園理事会で制定された「学長候補者選考規程」及び法人本部通知「看護大学・短期大学における理事長任用教育職の任用に関する取扱方針」により選任方法等を規定、本学組織分掌規程及び「日本赤十字学園決裁規程」に基づき、所要の職と組織を設け、権限等を明示している。

#### ・学長の選任方法と権限の明示

学長の選考方法及び任期については、学長候補者選考規程において、「赤十字の人道理念を理解し、かつ、大学運営に識見を有し、教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力を有する者」としており、同規程に、「理事長は、学長候補者選考委員会による選出結果を踏まえ次期学長候補者を決定し、理事会の同意を得て学長に任用する。」と明示している。任期は理事長任用教育職の任用に関する取扱方針に定められている。学長の解任については、「学長の解任手続に関する経営会議内規」を定めている。

また、学長の権限については、大学規程第9条に「大学（大学院を含む。以下同じ。）の管理運営を統理し、すべての職員を指揮監督する。」と定められている。

#### ・役職者の選任方法と権限の明示

役職者の選考方法及び職務権限について、学部長及び研究科長については理事長任用教育職の任用に関する取扱方針に基づき、本学で各候補者選考規程を定めている。各役職者の権限については、大学規程第9条に各々の職務が定められている。また、学務部長及び図書館長については、本学で各候補者選考規程を定めている。各役職者の権限については、大学規程第9条に各々の職務が定められている。

#### ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長による意思決定及びそれに基づく執行については、大学規程第12条に設置が定められている経営会議を学長が招集し議長となり、本学経営会議規程に規定する審議事項について審議し、学長の業務決定を助けることを明示している。

#### ・教授会の役割の明確化

教授会は、日本赤十字九州国際看護大学教授会規程に規定する事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとするを明示している。また、会議は毎月1回開催し、学長の了承を得て学部長が招集し議長になることを明示している。

#### ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

本学の最高責任者である学長の意思決定にあたり、教授会は教授会規程に定めた審議事項及び教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べるができる。

#### ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

法人については、学校法人日本赤十字学園寄附行為に役員（理事・監事）に関する事項及び理事会・監事・評議員会に関する事項が定められている。また、日本赤十字学園理事会業務委任規程に理事会の決定事項を定め、第5条に理事会の決定事項及び理事会の常務理事会への委任事項を除き、大学の管理運営に関する業務を理事長は学長に委任することを定めている。

#### ・学生、教職員からの意見への対応

教職員からの意見については、毎月開催している教職員会議において、前述した経営会議、教授会、研究科委員会等の審議に関する情報共有と意見交換を行い、事業計画を含め個々の計画の実行推進を図っている。

学生からの意見については、学生の組織である自治会との意見交換会において要望等について協議し、必要な事項について対応している。また、学内に意見箱を設置し学生一人一人の声も聞きながら、改善を要する事項の把握と改善に努めている。

#### 評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

本学の災害危機、健康危機、環境危機及び社会問題発生等の危機管理に関する事項を審議し、その結果に基づき対応する組織として危機管理委員会を設置している。災害発生時には学長を本部長とし本学危機管理委員長及び経営会議メンバーを構成員とする災害対策本部を設置し、情報の集約や被災状況を踏まえ、大学の機能継続のため様々な意思決定を行う。

令和4年度に制定した「危機管理規程」、「危機管理基本マニュアル」を令和5年度から運用を実施し、適宜、見直し等を行った。

また、災害や事故等が発生した場合に学生及び教職員の早急な安否確認など迅速かつ確実な連絡体制を構築するために令和3年度に導入した〔「安否確認システム「ANPIC」〕による安否確認訓練を4月に実施した。防火管理については危機管理委員会と防火管理者において、消防訓練を実施するなど防災教育を行っている。

新型コロナウイルス感染症への対応については、新型コロナウイルス感染症対策本部において感染防止対策と教育、教育の質保証、学生生活の支援、感染者及び疑い者が発生した場合の情報整理と対策、復帰の基準などについて、学校医・産業医の意見・指示を基に行動指針及び指針に応じた基本的な感染防止対策の徹底、健康管理の徹底など、各行動について学生・教職員に周知するなど臨機適切に対応している。

#### 点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

##### 評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

#### ○予算執行プロセスの明確性及び透明性

##### ・内部統制等

予算の編成及び執行については、「学校法人日本赤十字学園経理規程」において明確化されており、法人本部からの事業計画及び予算編成方針に基づき、本学の事業計画と予算案を策定し、執行している（根拠資料：令和5年第17回、第18回経営会議議事録）。

予算案にあたっては、第四次中期計画及び次年度の事業計画に基づき、当年度予算執行状況、前年度決算状況等を勘案し、収入・支出見込みを算出し予算案を作成する。作成した予算案は経営会議にて審議している。本学が作成した予算案は日本赤十字学園寄附行為及び理事会業務委任規程に基づき、理事会及び評議員会で審議を経て承認されている。

予算執行は学園経理規程及び同施行細則に基づき、各課、関係部署からの予算要求書必要性・適切性などを稟議のうえ予算を執行し、予算執行の明確性、透明性を確保している（根拠資料：学園経理規程、学園経理規程施行細則）。

予算管理については、法人監事及び私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査を行い、内部統制を確保している。

・**予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定**

事業活動収支については、教授会、教職員会議で半期ごとに報告した（根拠資料：令和5年第9、15、23回経営会議議事録、令和5年第7、10回教授会議事録）。今後、財務課とIR室が協力し、予算執行に伴う効果の分析について経営会議へ報告する仕組みを構築していく予定である。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

評価の視点2：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

大学運営に関わる組織及び分掌業務は本学の組織分掌規程に制定している。事務局組織は5課9係で編成し、大学運営を有効に機能させる適切な人員配置に努めている。組織及び分掌業務に変更を要する場合には日本赤十字学園看護大学規程施行細則に基づき、法人本部と協議のうえ、理事長の承認を得ている。

- ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

職員の採用及び昇格については、学校法人日本赤十字学園職員給与要綱及び関連諸規定を整備し明示し、選考等は職員採用規程に基づき人事委員会において行っている。専門化に対応する職員体制については、日本赤十字社福岡県支部からの出向職員に代わり、大学が採用する専任職員を増やす対策を数年かけて進めている。教職協働は大学運営の重要な体制であることから学内各委員会には全て事務局が担当課として参画するとともに、教員と職員の情報共有及びより一層の連携を目的とした教職員会議を毎月1回実施している。

- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

事務職については10月に事務局長による各課長へのヒアリングを実施した。ヒアリングでは業務運営及び人事（組織・定数・異動）に関する現状・問題点、次年度の業務課題・目標及び考慮してほしい人事上の措置について人事ヒアリング資料に基づき、意見交換を

行っている。また、各職員は人事調書を作成し業務実績や懸案事項、人事異動希望などについて情報把握を行っている。

#### 評価の視点2：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学の求める教員像等をふまえ、教職員の能力向上、人材育成にかかる研修の計画的運営を具現化するための課題についてFD/SD委員会内で計った結果、FD/SDの方針が不明確なままガイドラインのみが先行していたことが分かった。2月のFD/SD委員会でFD/SDの方針を議論し案を策定していく予定である。3月までに大学内での合意形成を経たのちに人材育成や組織運営の方向性を可視化していく予定である。

FDガイドをもとにFDの実績を集約しているが、発達障害に関する研修会が複数の委員会で重複して実施されていた。先のFD/SDの方針を打ち出し、年度ごとの重点課題や、全員参加する研修とそうではない研修を明確にし、メリハリある年間計画を立案していく。

本年度は、SDガイドをもとに教職員の組織管理・運営の資質向上を図るために、事務局職員アンケートを行い、最もニーズの高かったチームビルディングに関する研修を企画し概ね好評だった。今後は教職員に対するニーズ調査も視野に入れながら年度末までには次年度の方策を検討する。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

#### 評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

大学運営の適切性については、本学内部質保証推進要領に基づき、内部監査として毎年実施している自己点検・評価において「大学運営・財務」の項目を設け、点検・評価を行い、毎年報告書を公開している。

#### 評価の視点2：監査プロセスの適切性

法人本部による監査は学園内部監査規程に基づき、本部職員による通常監査及び特別監査が実施されている。また、理事会で選出された監事による監査についても実施され、理事会及び評議員会に監査報告書を提出している。外部監査として監査法人による期中監査・期末監査を受けている。

なお、外部委員による大学運営の点検評価として大学運営審議会を設け点検・評価を行っている。令和5年度は、オンライン形式により、10月に実施した。

#### 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証推進要領に基づき、経営会議・質保証室による検証、学長への報告、各教育課程及び各組織の長による改善方策検討、経営会議・質保証室による方策の検証、学長の改善指示を行うPDCAサイクルによる改善を行っている。

### (2) 長所・特色

適切適確に運営を遂行し、学長のリーダーシップのもと、コンプライアンスとガバナンスの維持向上、教職員の情報共有と運営への参画意識向上を図っている。

### (3) 問題点

特になし。

### (4) 全体のまとめ

本学の建学の精神である赤十字の理想とする人道の理念に基づき、第三次中期計画の確実な遂行に努め、評価を行った。また、学校法人日本赤十字学園の看護大学として、各規程及び方針に基づき適切に運営している。更に国際を掲げている大学として、ブランドを確立するため学長のリーダーシップのもと教職協働で運営している。

長期ビジョン、将来構想の策定について、日本赤十字学園グランドデザインに基づき第四次中長期計画(2024(R6)年度～2029(R11)年度)を策定したことから、次年度以降は、同計画に基づき事業を行う。

## 【2】財務

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定  
評価の視点2：大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

#### ○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

大学の中・長期財政計画として「中期収支見込（事業活動収支）」及び「資金計画及び固定資産整備・改修計画」を作成し、2040（令和22）年までの財政シミュレーションを行っており、毎年、更新及び見直しを行っている。

#### ○大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

中期計画においての数値目標は設定しているので、今後は財務関係比率に関しての目標を設定する。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

経常収支差額比率はプラスを維持しているが、近年連続して0%以上10%未満であり、人件費率は高い水準にある。

私立大学等改革総合支援事業については、5年連続して「タイプ1」に選定され、補助金を獲得し教育研究活動を遂行している。

外部資金の獲得状況については、昨年度に引き続き外部資金による寄附講座を開設して

いる。外部資金の獲得状況、資産運用状況はホームページを通じて外部に公表している。

## **(2) 長所・特色**

貸借対照表関係比率については概ね良好で「要積立額に対する金融資産の充足率」も高い水準であることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立している。

## **(3) 問題点**

中・長期財政計画として2040年までのシミュレーションを行っており数値目標もあるが、財務関係比率に関しても目標を定め、更なる財政基盤強化へ取り組むことが必要である。

## **(4) 全体のまとめ**

必要な財政基盤を確立しており、財務について適切であるといえるが、中・長期の財政シミュレーションを踏まえると、経営基盤をより強化するための具体的な検討や計画立案に取り組み、健全経営に繋げていくことが今後の課題である。

## 終 章

令和5年度の自己点検評価を終えて、長所・特色として以下を挙げる。

今年度は、特に、昨年度受審した第三期認証評価での指摘を受けて、以下の改善に取り組んだ。まず、第2章内部質保証、第3章教員研究組織に関して、本学の内部質保証システムを以下のように改善した。(1)「自己点検・評価実施要領」を質保証に関わる内容を包括した「内部質保証推進要領」として改編、(2)「経営会議規程」「自己点検・評価委員会規程」「質保証室規程」における構成員や審議事項の改訂、(3)IR室の独立化、である。今年度は、新たなシステムで自己点検・評価に取り組んだ結果、問題なく運用できた。次に、第5章学生の受け入れに関して、作題及び入学試験の実施についての適切性を評価するため、作題部会については学部入試委員長が、入学試験の実施に関しては年度末に学部入試委員会外の組織より、点検評価を受ける体制を整えた。

上記以外に以下の改善に取り組んだ。まず、第1章理念・目的に関して、本学の理念・目的を実現するため、学園の第三次中期計画及び本学の第三次中期計画の最終評価を行い、すべての計画が適切に実施されていることを確認した。併せて「学校法人赤十字学園の2040年に向けたグランドデザイン(全体構想)」及び第四次中期計画を策定した。次に、第4章教育課程・学修成果について、学部では、令和6年度の改正カリキュラムの実現に向けて、科目のクォーター配置や、教育成果の多様な評価に関して履修規定の見直しを実施した。さらに、第9章社会連携・社会貢献では、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、複数回の公開講座、フォーラムや研修会等を実施し、JICA委託事業において、数年ぶりに対面で研修会を実施した。加えて、赤十字の看護大学としての社会貢献として、ウクライナ、ガザにおける人道危機や国内の災害等に対して、国際フォーラムやイベントを企画・実施し、学生・教職員のみならず、地域住民に対してもホームページ・Instagram等で人道危機や赤十字について情報発信した。

一方、課題として、以下が明らかとなった。まず、第6章教員・教育組織に関して、日本赤十字学園グランドデザインに示されたクロスアポイントメント制度や基幹教員制度を導入すること、領域の教員数、職位、年齢構成をふまえた採用、昇任に関する方針・計画を明確にすること、さらに、教職員の能力向上のためのFDガイドラインと教職員の管理運営の資質向上のためのSDガイドラインを作成し活用しているが、FD/SDの方針が不明確であったため、FD/SDの方針を明確にし、研修を企画していくことが挙げられる。次に、第8章教育研究等環境に関して、本学は開学から20年を超えており、経年劣化による修繕を逐次行っている。令和5年度には空調設備等の回収に関する工事について検討したため、令和6年度より着工する予定である。次年度は、今年度明らかとなった改善点に取り組み、より質の高い教育の提供を目指していきたい。

自己点検・評価委員会  
委員長 倉岡有美子